

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の 平成30年度における業務の実績に関する評価

令和元年8月

文部科学大臣

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項	
法人名	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
評価対象事業年度	年度評価 平成 30 年度（第 3 期）
中期目標期間	平成 26 年～平成 30 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			文部科学大臣
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	高等教育企画課、牛尾則文
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、塩崎正晴

3. 評価の実施に関する事項	
令和元年 7 月 9 日に大学改革支援・学位授与機構の評価等に関する有識者会議を開催し、機構長、役員等からヒアリングを実施し必要な情報を収集した。その際、監事からの意見聴取も行った。ヒアリング結果を踏まえ、有識者から意見を聴取し評価を付した。	

4. その他評価に関する重要事項	
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、平成 28 年 4 月 1 日から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となった。	

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、 D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		26年度	27年度	28年度	29年度
		B	B	B	B
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。				
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	<p>以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるが、<u>全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる</u>。</p> <p>○省庁大学校の課程修了者に対する口頭試問において利用される遠隔会議システムについて音声伝達機能の改善等により審査委員の利用を増加させ、3月に実施可能な口頭試問件数を拡大（実施率はH29：4.8%→H30：25.6%）しており、申請者の利便性の向上に大きく寄与している。</p>				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<u>運営費交付金の収益化</u> に関して、収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法を規程等により明確化することが求められる。（P15 参照）				
その他改善事項	特になし				
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし				
4. その他事項					
監事等からの意見	監事から意見を聴取し、特段重大な指摘はないことを確認した。				
その他特記事項	特になし				

※ 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置							
既存経費の見直し、業務の効率化	B	B	B	B	B	I-1	
業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置	B	B	B	B	B	I-2	
独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合	B	B	斜線			斜線	
契約の適正化の推進	B	B	B	B	B	I-3	
情報システム環境の整備	B	B	B	B	B	I-4	
内部統制の充実・強化	B	B	B	B	B	I-5	
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
総合的事項	斜線					斜線	
大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営	B	B	B	B	B	II-1-(1)	
自己点検・評価の実施	B	B	B	B	B	II-1-(2)	
教育研究活動等の評価	斜線					斜線	
大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	斜線					斜線	
大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等	B	B	B	B	B	II-2-(1)-①	
大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価	B	B	B	B	B	II-2-(1)-②	
国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価	B	B	B	B	B	II-2-(2)	

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度			
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
施設費貸付事業及び施設費交付事業	斜線					斜線		
施設費貸付事業	B	B	B	B	B	II-3-(1)		
施設費交付事業	B	B	B	B	B	II-3-(2)		
国から承継した財産等の処理	B	B	B	B	B	II-4		
学位授与	斜線					斜線		
単位積み上げ型による学士の学位授与	B	B	B	B	B	II-5-(1)		
省庁大学校修了者に対する学位授与	B	B	B	A	A	II-5-(2)		
学位授与事業についての広報	B	B	B	B	B	II-5-(3)		
質保証連携	斜線					斜線		
大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組	斜線					斜線		
大学等に関する情報の収集、整理及び提供	B	B	B	B	B	II-6-(1)-①		
質保証人材育成	B	B	B	B	B	II-6-(1)-②		
国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組	B	B	B	B	B	II-6-(2)		

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
調査研究							
大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究							
大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究	B	B	B	B	B	II-7-(1)-①	
学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	B	B	B	B	B	II-7-(1)-②	
高等教育の質保証の確立に資する調査研究	B	B	B	B	B	II-7-(1)-③	
調査研究の成果の活用及び評価	B	B	B	B	B	II-7-(2)	
III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
IV. 短期借入金の限度額	B	B	B	B	B	III、IV V、VI	
V. 重要な財産の処分等に関する計画							
VI. 剰余金の使途							
VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	B	B	VII	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書No.」欄には、平成30年度の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。

※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ぜた必要があると認めた場合）。

なお、「II. 業務運営の効率化に関する事項」、「III. 財務内容の改善に関する事項」及び「IV. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことと目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の評定とする。

S : -

A : 難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B : 目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C : 目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D : 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ぜると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I－1	既存経費の見直し、業務の効率化					
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143		

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標			基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累計値等、必要な情報、
一般管理費	物件費（千円）		103,892	86,076	94,177	178,111	133,839	183,106	
					93,114				
	人件費（管理系）（退職手当を除く）（千円）		218,716	224,783	220,585	255,870	284,555	272,713	
					73,103				
事業費 ※自己収入分を除く	合計（千円）		322,608	310,859	314,762	433,981	418,393	455,819	30年度においては、緊急を要する修繕や機器更新に係る経費等効率化になじまない経費を控除した場合には、405,568千円（対前年度△12,825千円（△3.1%））
					166,217				
	削減割合		—	△3.6%	1.3%	△2.3%	△3.6%	8.9%	
					12.1%				
	物件費（千円）		297,360	297,954	473,112	331,372	344,930	618,030	
					68,733				
	人件費（事業系）（退職手当を除く）（千円）		582,618	585,538	563,494	742,596	766,493	787,854	
					89,052				
	合計（千円）		879,978	883,491	1,036,607	1,073,968	1,111,423	1,405,884	30年度においては、システムリニューアルに係る経費等効率化になじまない経費を控除した場合には、1,090,603千円（対前年度△20,820千円（△1.9%））
					157,785				
	削減割合		—	0.4%	17.3%	△9.9%	3.5%	26.5%	
					23.9%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
II 業務運営の効率化に関する事項	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	<主な定量的指標> 一般管理費 3%以上（退職手当を除く。）削減 その他事業費 1%以上	<主要な業務実績> 平成30年度実績においては、業務の効率化を図ったことにより、平成29年度実績と比較し、一般管理費（退職手当を除く）については、37,426千円（8.9%）の増、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）については、294,461千円（26.5%）の増となっている。	<評定と根拠> 評定：B 平成30年度実績（退職手当を除く）は、平成29年度実績と比較し、一般管理費（退職手当を除く）については、37,426千円（8.9%）の増、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）については、294,461千円（26.5%）の増となっている。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題>
運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつ	運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつ	1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図り	1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図り			

<p>つ、既存経費の見直し、効率化を進め る。また、法人統合により役員 4 名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>(1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 %以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 %以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>つ、既存経費の見直し、効率化を進め る。また、法人統合により役員 4 名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>(1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 %以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 %以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>つつ、既存経費の見直し、効率化を進め る。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <p>一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成 29 年度予算に比較して 3 %以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成 29 年度予算に比較して、1 %以上の業務の効率化を図る。</p> <p>なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p>	<p>予算及び実績の平成 29 年度との比較は「2. 主要な経年データ」のとおり。</p>	<p>平成 30 年度においては、一般管理費の支出が増となる要因として緊急を要する施設の修繕があったことや、機器等について更新の時期を迎えるが、支出が発生するケースが多かったこと等が挙げられ、これら効率化になじまない支出額を控除した場合には△12,825 千円（△3.1%）となっている。また、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く。）については、大学ポートレートシステムのリニューアルが行われたこと等による増であり、これら効率化になじまない支出額を控除した場合には、△20,820 千円（△1.9%）となっている。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p> <p><その他事項></p> <p>-</p>
--	--	---	---	---	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－2	業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置						
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143		

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標		基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (参考情報) 当該年度までの累計値等、必要な情報、
常勤職員の増減状況	業務増に伴う人員増	—	2人	16人	38人	2人	0人
	業務減に伴う人員減	—	△1人	△9人	0人	△32人	△6人
	人員数	131人	132人	139人	177人	147人	141人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																												
				業務実績	自己評価																													
II 業務運営の効率化に関する事項 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等に伴う事務・事業の業務量の変動に対応して、組織の見直しを図る。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。	<主な定量的指標> 常勤職員の増減状況 <その他の指標> 組織の見直し状況 人員の配置状況 <評価の視点>	<主要な業務実績> 事務職員人事については、平成30年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を行い、管理部2人を減員した。 教員人事については、平成30年10月に専任教員（教授）1人を採用した。 ○ 部・室別職員数（年度末時点） ()は人事交流者数（0人の場合は省略） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>増△減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審議役</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>監査室</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>管理部</td> <td>66 (22)</td> <td>64 (16)</td> <td>△2 (△6)</td> </tr> <tr> <td>評価事業部</td> <td>59 (29)</td> <td>59 (22)</td> <td>0 (△7)</td> </tr> <tr> <td>研究開発部</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>△3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>147 (51)</td> <td>141 (38)</td> <td>△6 (△13)</td> </tr> </tbody> </table>		H29	H30	増△減	審議役	1	1	0	監査室	3	2	△1	管理部	66 (22)	64 (16)	△2 (△6)	評価事業部	59 (29)	59 (22)	0 (△7)	研究開発部	18	15	△3	合計	147 (51)	141 (38)	△6 (△13)	<評定と根拠> 評定：B 人員の適正配置を実施したことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> — <その他事項> —
	H29	H30	増△減																															
審議役	1	1	0																															
監査室	3	2	△1																															
管理部	66 (22)	64 (16)	△2 (△6)																															
評価事業部	59 (29)	59 (22)	0 (△7)																															
研究開発部	18	15	△3																															
合計	147 (51)	141 (38)	△6 (△13)																															

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I－3	契約の適正化の推進						
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143		

2. 主要な経年データ			基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累計値等、必要な情報、
契約状況	競争入札等	件数	19	15	20	37	26	39	
		金額(千円)	287,006	250,081	298,005	450,755	601,775	286,720	
	企画競争、公募	件数	0	1	0	3	3	3	
		金額(千円)	0	6,480	0	21,870	21,870	21,870	
	競争性のある 契約(小計)	件数	19	16	20	40	29	42	
		金額(千円)	287,006	256,561	298,005	472,625	623,645	308,590	
	競争性のない 随意契約	件数	6	4	4	12	4	6	
		金額(千円)	13,523	6,216	12,664	36,936	8,465	17,803	
	合計	件数	25	20	24	52	33	48	
		金額(千円)	300,529	262,777	310,669	509,561	632,110	326,393	
一者応札・応募状況	2者以上	件数	11	11	9	21	18	22	
		金額(千円)	212,960	69,697	65,527	176,005	461,234	143,801	
	1者以下	件数	8	5	11	19	11	20	
		金額(千円)	74,046	180,384	232,478	296,620	162,411	164,789	
	合計	件数	19	16	20	40	29	42	
		金額(千円)	287,006	256,561	298,005	472,625	623,645	308,590	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
II 業務運営の効率化に関する事項	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 (3) 契約について は、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する事項」	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 (3) 契約について は、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する事項」	<主な定量的指標> 契約状況 一者応札・応募状況 3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 <その他の指標> 「調達等合理化計画」に沿った取組の実施状況	<主要な業務実績> 契約状況等は「2. 主要な経年データ」のとおり。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)により決定された「独立行政法人における調達等合理化計画」に沿った取組の実施状況	<評定と根拠> 評定:B 「平成30年度調達等合理化計画」を策定し、当該計画に沿って、単年度単位の契約3件を複数年単位の契約に移行した(更新となるものを含めると13件)。新たに随意契約を行う場合においては、「随意契約によることができる事由」を監査室へ事前に報告するなどの対応を行つ	評定 <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	<今後の課題> -

<p>する基本的な方針」 (平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) により 決定された「独立行 政法人における調 達等合理化の取組 の推進について」 (平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に 基づき、適正化を推 進する。</p>	<p>する基本的な方針」 (平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) により 決定された「独立行 政法人における調 達等合理化の取組 の推進について」 (平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に 基づき、適正化を推 進するため、機構が 策定する「調達等合 理化計画」に沿っ て、取組を着実に実 施するとともに、そ の取組状況を公表 する。</p>	<p>する基本的な方針」 (平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) により 決定された「独立行 政法人における調 達等合理化の取組 の推進について」 (平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に 基づき、適正化を推 進するため、機構が 策定する「調達等合 理化計画」に沿っ て、取組を着実に推 進するとともに、そ の取組状況を公表 する。</p>	<p><評価の視点></p>	<p>策定し、当該計画に沿って、単年度契約のうち、3 件について複数年度契約に移行するとともに、各課の契約手續に携わる職員を対象に勉強会を実施し、契約手続業務の知識の向上並びに情報共有を図った。また、内部監査を実施し、会計伝票、契約書類等について確認し、適切に手續が行われていることを確認した。さらに、契約監視委員会において、平成 29 年度調達等合理化計画の自己評価及び平成 30 年度調達等合理化計画の策定の点検を行うとともに、随意契約、一者応札・応募を中心に点検を行い、契約手續が適正に行われていることを確認した。</p>	<p>た。</p>	<p>29 年度と比較して契約件数が増加しているが、これは機器等の更新の時期が到来したことによる契約や建物附属設備の故障による改修契約が例年よりも多かったことによるものである。また、一者応札による契約の件数も増加しているが、これは、既存のシステムやソフトウェアに関する契約が多数あったために、入札に至らない業者が多かったこと等によるものである。なお、競争性のない随意契約については、既存契約との関係や特定の技術等を有する者以外では実施できない案件が生じたこと及び建物附属設備が故障したことによる改修契約が生じたためであり、真にやむを得ないものとなっている。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
---	--	--	----------------------	--	-----------	---

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I—4	情報システム環境の整備							
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累計値等、必要な情報
特になし								
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績	自己評価			
II 業務運営の効率化に関する事項 (4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図る。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 (4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図るとともに、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 ④ 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図るとともに、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 情報セキュリティ対策の推進状況 ITの活用状況 <評価の視点> セキュリティ対策について、法人統合により一元化したシステムの情報システム上のトラブルや情報漏洩トラブルが生じないよう、平成28年度以降さらに細かくチェックを行うとともに、問題が生じたときに適切に対応できる体制を構築・維持したか。【平成27年度評価】 適切に推進する。	<主要な業務実績> 特になし 1. 情報セキュリティ対策の推進 以下の取組を行った。 ・Plan (セキュリティ対応計画) セキュリティ対応計画を立案 ・Do (情報セキュリティ対策実施) 情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施 情報セキュリティポリシー対策基準の改訂を検討 不審メール対応訓練を実施 ・Check (内部監査) 情報セキュリティの自己点検として、情報資産の管理状況に関する調査を実施 会計監査時にシステム監査人において情報基盤環境の内部監査を実施 ・Act (ポリシーの見直し・改訂) 自己点検内容の結果を確認したところ、情報セキュリティポリシーの改訂の必要な箇所は見受けられなかった。 2. 情報伝達の迅速化、情報の共有化	<評定と根拠> 評定：B PDCAサイクルに基づきセキュリティ対策を実施したこと、情報伝達の迅速化・情報の共有化等に向けた取組を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> — <その他事項> —		

		<p>② 情報通信基盤の保守運用を滞りなく行うとともに、業務の効率化を図るため、TV会議、Web会議の活用や会議のペーパーレス化など、ICTの積極的な活用を一元的に推進する。</p>	<p>以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竹橋オフィスにおけるタブレットを導入や、小平本館における、パソコン活用による外部委員が出席する会議でのペーパーレス化の実現 ・ TV会議システムの活用促進 ・ Web会議システムの学位授与事業の口頭試問での活用に向けての接続テストの実施や同システムを用いた遠隔会議等の開催 ・ オンライнстレージの導入による、情報伝達の迅速化及びセキュリティの確保 ・ 小平本館の無線LANアクセスポイント増設 ・ ペーパーレス会議システムを導入し、運用を検討 	
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I—5	内部統制の充実・強化					
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

評価対象となる指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累計値等、必要な情報
企画調整会議	11回	11回	11回	11回	11回	月1回開催、8月は夏季休暇期間のため不開催
契約監視委員会における点検件数	6件	9件	7件	8件	9件	
予算執行モニタリング	3回	3回	3回	3回	3回	四半期ごとに実施
内部統制委員会	一	2回	2回	1回	1回	平成27年度に設置

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
II 業務運営の効率化に関する事項 (5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、機構長はじめとした関係職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を行なうなど適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行う。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 (5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、企画調整会議の毎月の開催等による組織にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図るなど適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行う。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。 ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を行なう。	<主な定量的指標> 会議開催回数 予算執行モニタリングの回数 5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。 ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。 ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を行なう。	<主要な業務実績> 1. 機構のミッション等を阻害する要因の把握・対応 内部統制の機能状況のモニタリングとして、平成31年1月付で「機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）」の対応状況について調査を行った。調査結果については、平成31年3月12日開催の「内部統制委員会（平成30年度第1回）」において報告され、役職員と監事で共有した。その結果、各項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。 2. 重要情報の把握及び役職員への周知徹底 予算の配分及び執行に係る取組状況 <評価の視点>	<評定と根拠> 評定：B 内部統制の機能状況について調査を行い、機構のミッション等を阻害する要因の把握と対応について、適切に行われていることを確認した。 また、監事と連携の上、監査等を実施した。 さらに、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保及び四半期毎のモニタリングを確実に実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> <u>運営費交付金の収益化に関して、収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法を規程等により明確化すること</u> が求められる。 <その他事項> (有識者からの意見) 引き続き、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携について、強化に向けた取り組みが期待される。 監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携により諸課題の解決策が講じられているが、今後とも継続的に内部統制の改善強化に向けた連携が期待される。

<p>に応じて見直しを行う。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。</p> <p>(6) 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。</p> <p>また、内部統制の充実・強化を図るために、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、</p>	<p>重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。</p> <p>③ 監事と連携の上、内部監査を行う。</p> <p>さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。</p> <p>④ 戰略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。</p> <p>⑤ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、</p>	<p>の周知徹底に努めた。</p> <p>3. 監査の実施</p> <p>監事と連携し、内部監査、監事監査(会計に関する監査、業務に関する監査)を実施した。</p> <p>また、監事は、監査室から隨時報告を受け、情報の共有に努めるとともに、内部統制の強化に向けて、機構長や会計監査人と意見交換を行った。</p> <p>さらに、平成 30 年度から新たに、監事、会計監査人及び監査室が監査の課題等について意見交換を行い、監査機能の充実を図っている。</p> <p>4. 予算の戦略的な配分と執行管理</p> <p>予算編成前に、各部署に対して予算ヒアリングを実施し、重点分野と効率化を進める分野を明確にした戦略的かつメリハリのある予算配分を行った。</p> <p>また、機構長のリーダーシップの下、戦略的に予算を配分するための機構長裁量経費を確保し、平成 30 年度は、法人統合によるシナジー効果の十分な発揮のため、国立大学法人等財務分析経費(12,643 千円)等を支出するなど、戦略的な予算執行を行った。</p> <p>さらに、業務別に予算の計画的な執行と管理がなされているかを把握するため、四半期ごとにモニタリングを行い、運営交付金が業務達成基準により収益化されることを踏まえて、事業単位ごとに予算執行並びに収益化額を把握した。モニタリング結果を踏まえた事業単位の分析結果について各課に共有したほか、戦略的に予算の再配分(増額・減額)を行うなど、効率的な予算執行に努めた。</p> <p>5. 事業ごとの評価・分析の実施と結果を踏まえた見直し</p>	
--	---	--	--

	<p>直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p>	<p>財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p>	<p>年に3回自己点検・評価委員会を開催し、定期的に各事業の進捗状況や課題等について点検・評価を行うとともに、その結果を次年度の年度計画の策定に反映させた。また、業務量の変動に応じた人員の適正配置や、四半期ごとの各事業ごとの予算の執行状況の確認結果に基づく予算の再配分など、状況に応じて業務運営の効率化を図った。</p> <p>さらに、以降の項目（「III～VI」）において後述するように、内部監査の充実、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることにより、財務内容等の一層の透明性を確保した。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
II－1－(1)	大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営										
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4－1 大学などにおける教育研究の質の向上			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第15条						
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143						
2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報											
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度					
外部有識者数（委員に占める割合）	評議員会	19人 (100%)	19人 (100%)	20人 (100%)	20人 (100%)	18人 (100%)					
	運営委員会	15人 (75%)	14人 (74%)	16人 (76%)	15人 (75%)	11人 (58%)					
	大学機関別認証評価委員会	25人 (89%)	26人 (93%)	24人 (96%)	22人 (96%)	19人 (95%)					
	高等専門学校機関別認証評価委員会	15人 (88%)	14人 (88%)	16人 (88%)	15人 (83%)	16人 (89%)					
	法科大学院認証評価委員会	25人 (100%)	24人 (100%)	23人 (100%)	23人 (100%)	24人 (100%)					
	国立大学教育研究評価委員会	14人 (100%)	15人 (100%)	17人 (100%)	15人 (100%)	14人 (100%)					
	学位審査会	15人 (75%)	15人 (79%)	15人 (79%)	15人 (79%)	13人 (81%)					
	大学ポートレート運営会議	10人 (91%)	11人 (92%)	11人 (92%)	11人 (92%)	11人 (92%)					
	国立大学施設支援センター審議委員会			10人 (100%)	10人 (100%)	10人 (100%)					
	計	138人 (89.6%)	138人 (90.8%)	152人 (92.1%)	146人 (91.3%)	136人 (90.1%)					

注) 会議開催のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目のインプット指標は記載できない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	<主な定量的指標> 各委員会における外部有識者的人数及び割合	<主要な業務実績> 大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、審議を行った。 各委員会における外部有識者的人数及び割合は、「2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット(アウトカム)情報」のとおり。会議における外部有識者の割合は、合計で90.1%であり、目標の80%を上回った。	<評定と根拠> 評定：B 年度計画どおり大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、必要な審議を行った。会議における外部有識者の割合は、合計で90.1%であり、目標の80%を上回った。 また、評価事業及び学位授与事業の実施にあたっては、会議資料の事前送付や臨時委員の確保等により、委員の負担軽減に取り組んだ。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -
1 総合的事項 (1) 機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行うため、会議における外部有識者(大学関係者及び有識者)の割合を80%以上とする。	1 総合的事項 (1) 大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行うため、会議における外部有識者(大学関係者及び有識者)の割合を80%以上とする。なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。	1 総合的事項 (1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の負担軽減に係る取組状況	<その他の指標> 組織の設置状況 大学関係者及び学識経験者等の負担軽減に係る取組状況	<評価の視点>	<課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	

		研究評価委員会 ⑦ 学位審査会 ⑧ 大学ポートレート運営会議 ⑨ 国立大学施設支援センター審議委員会			
--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-1-(2)	自己点検・評価の実施					
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人通則法、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等		
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143		
2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報 指標等 自己点検・評価実施回数					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度	
						26年度
注) 自己点検・評価の実施のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目のインプット指標は記載できない。						
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 総合的事項 (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するため、PDCA(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善))サイクルを構築することを目的とし、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催する。 また、本中期目標期間中に業務等に評価を実施して、そ	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 総合的事項 (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催し、達成目標、実施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施し、それぞれ業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 総合的事項 (2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを行なう。 ① 平成29年度における業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の点検・評価の状況 ② 平成30年度現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施 ③ 調査研究の結果及び成果についての評価の状況 ④ 平成31年度現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施	<主な定量的指標> 自己点検・評価実施回数 <その他の指標> 自己点検・評価の実施状況 業務実績報告書の作成・公表状況 調査研究の結果及び成果についての評価の状況 <評価の視点>	<主要な業務実績> 1. 自己点検・評価 監事2人を含む「自己点検・評価委員会」を以下のとおり3回開催し、実施した。 第1回（平成30年5月） ・ 平成29事業年度の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の点検・評価を実施。6月末に文部科学省に業務実績報告書として提出、公表 第2回（平成30年11月） ・ 平成30年9月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施 第3回（平成31年2月） ・ 平成31年1月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施 ・ 上記に基づき、平成31事業年度計画案を作成 2. 調査研究の結果及び成果の高等教育関	<評定と根拠> 評定：B 自己点検・評価委員会を3回開催し、平成29事業年度の業務実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績と、平成30事業年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行った。また、自己点検・評価を反映し、平成31事業年度計画を作成した。 平成29年度に実施した外部検証の結果や次期中期目標期間に向けた見直し内容等に基づき、第4期中期計画を作成した。 さらに、調査研究の成果及び結果については、高等教育関係者の評価を受けた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -

<p>に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。</p>	<p>の結果に基づき業務等の見直しを図る。 また、次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、本中期目標期間中に、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。 なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。</p>	<p>② 平成 30 年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。</p> <p>③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。</p> <p>④ 平成 29 年度に実施した外部検証の結果等に基づき、次期中期目標期間における業務の見直し・改善を図る。</p>	<p>係者による評価 調査研究については、学術論文 11 編、学会発表 43 件、報告書等 9 編の成果の公表、シンポジウム 1 回及び研究会 2 回の開催を通じて、高等教育関係者による評価を受けた。</p> <p>3. 次期中期目標期間に向けた業務の見直し・改善 平成 29 年度に実施した外部検証の結果を踏まえるとともに、文部科学省より示された次期中期目標期間に向けた見直し内容及び文部科学大臣より指示された中期目標に基づき、次期中期目標期間における事業計画について検討し、第 4 期中期計画を作成の上、文部科学大臣に提出し、認可された。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-2-(1)-①	大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等				
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第1号	
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）										
指標等			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	機関別認証評価		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
評 価 実 施 校 数	大学	選択評価事項A 研究活動の状況	1	3	3	0	0	機関別認証評価								
		選択評価事項B 地域貢献活動の状況	4	6	7	2	0	予算額（千円）		—	356,476	172,714	102,535	46,375		
		選択評価事項C 教育の国際化の状況	3	2	1	0	1	決算額（千円）		—	260,105	185,131	138,238	120,286		
	高等専門学校	研究活動の状況	15	2	4	4	6	経常費用（千円）		287,608	261,517	185,853	139,296	109,070		
		正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	15	1	4	4	—	経常収益（千円）		371,156	322,053	166,945	119,384	55,901		
		地域貢献活動等の活動状況	—	—	—	—	6	うち運営費交付金収益（千円）		0	0	0	0	0		
	その他の第三者評価		1	0	0	0	0	うち手数料収入（千円）		369,900	320,641	166,223	118,325	55,901		
	検証アンケート回答率		87.5%	87.2%	86.9%	91.2%	92.9%	うちその他収入（千円）		1,256	1,412	722	1,059	0		
								従事人員数（人）		27.8(0)	26.8(0)	18.4(0)	13.1(1)	7.7(0)		
						分野別認証評価										
						予算額（千円）		—		29,350	28,486	73,264	128,136			
						決算額（千円）		—		20,607	18,400	76,399	127,486			
						経常費用（千円）		30,065		19,846	18,129	75,692	125,503			
						経常収益（千円）		30,065		19,845	22,842	78,101	130,762			
						うち運営費交付金収益（千円）		19,479		16,139	22,764	53,608	78,674			
						うち手数料収入（千円）		10,500		3,596	0	24,041	52,088			
						うちその他収入（千円）		87		110	78	452	0			
						従事人員数（人）		5.4(0)		2.1(0)	2.2(0)	7.6(0)	12.1(1)			

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-2-(1)-② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価」と切り分けることは不可能なため、II-2-(1)（大学等の教育研究活動等の状況に関する評価）の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 0 書きで表記)

なお、評価項目II-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 教育研究活動等の評価 我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の積極的提供を図るため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催するなど、先導的役割に特化することとする。	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置 2 教育研究活動等の評価 我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置 2 教育研究活動等の評価 評価担当者の研修の実施状況 評価の検証の実施況 新たな評価基準等の策定に向けた検討状況 ＜評価の視点＞	<主な定量的指標> 評価実施校数 検証アンケート回答率 <その他の指標> 評価体制等の見直し状況 評価担当者の研修の実施状況 評価の検証の実施況 新たな評価基準等の策定に向けた検討状況 <評価の視点>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 評価の実施 評価全体の改善に資するための先導的な取組として、以下のとおり、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う機関別選択評価を実施した。 機関別選択評価では、大学からの求めに応じ、教育の国際化の状況（1校）の評価を行った。 また、高等専門学校については、研究活動の状況（6校）、地域貢献活動等の状況（6校）の評価を行った。 以上の評価の結果については、平成31年3月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。 また、平成31年度に実施する評価について、大学及び高等専門学校に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施し、平成30年9月末までに大学（1校）及び高等専門学校（11校）から申請を受け付けた。</p> <p>2. 評価体制の整備等 教育の国際化の状況について、大学からの申請に応じた評価を行う体制として、大学機関別認証評価委員会の下に選択評価事項専門部会（委員2人、専門委員1人）を設置した。 高等専門学校の選択的評価事項に関する評価については、評価部会において評価を実施した。 評価担当者の研修を平成30年6月に実施した。</p> <p>3. 選択評価の検証 平成29年度に実施した大学機関別選択評価に関して、アンケート調査の結果</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により選択評価を実施するとともに、次年度に予定するすべての対象校について、申請受付及び研修を実施した。また、大学からの申請に応じて大学機関別認証評価委員会の下に選択評価事項専門部会を設置するとともに、高等専門学校の選択的評価事項に係る評価については評価部会において評価を行うなど、適切な評価体制を整備した。 大学機関別選択評価は、認証評価とは別に機構が独自に実施する第三者評価であり、年度により評価実施校数にばらつきが生じる。なお、高等専門学校については、認証評価と同時に評価を受けることとなっているため、認証評価の対象校数に比例する傾向がある。 評価の検証についても、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、説明会における理解向上など、評価の改善につなげた。 また、2巡目（平成23年度～平成29年度）の高等専門学校機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、平成31年3月に報告書をとりまとめ、公表を行った。 さらに、新たな評価システム等の検討として、中央教育審議会大学分科会における提言等を踏まえ、平成31年度から開始する3巡目の大学機関別認証評価に向けて、3巡目の大学評価基準2-3（内部質保証が有効に機能しているか）及び領域6（教育課程と学習成果に関する基準）における第三者の評価結果等の活用について検討を行い、規程整備等の運用に関する手続きを進めた。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項> -</p> <p><その他事項> (有識者からの意見) 大学等の個性を伸長させるためにも、評価結果において特徴や対応策をより具体的に示すことが望まれる。</p>

	<p>改善に資するための先導的役割に特化する。</p> <p>さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等</p> <p>現行の評価制度の枠組みによらない取組として、毎年度、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。</p>	<p>改善に資するための先導的役割に特化する。</p> <p>さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等</p> <p>ア 每年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。</p> <p>イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直す</p>	<p>に基づき、評価の有効性、適切性を検証し、説明会における理解向上等に努めた。（アンケート回答率92.9%）</p> <p>また、2巡目（平成23年度～平成29年度）の高等専門学校機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、平成31年3月に報告書をとりまとめ、公表を行った。</p> <p>4. 新たな評価システム等の検討</p> <p>中央教育審議会大学分科会における提言等を踏まえ、平成31年度から開始する3巡目の大学機関別認証評価に向けて、3巡目の大学評価基準2－3（内部質保証が有効に機能しているか）及び領域6（教育課程と学習成果に関する基準）における第三者の評価結果等の活用について検討するため、大学機関別認証評価委員会の下に「第三者の評価結果活用のための検討ワーキンググループ」を設置した。平成30年9月及び12月に会議を開催して検討を行い、検討結果を平成31年1月開催の大学機関別認証評価委員会に報告し、規程整備等の運用に関する手続きを進めた。</p>	<p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
--	---	--	--	---	--

	<p>とともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>エ 評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。</p>	<p>とともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究を実施するとともに、その成果を活用し、必要に応じ評価基準等の検討を行う。</p>			
--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II-2-(1)-②	大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価					
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第1号 学校教育法第109条、同法第123条	
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
認証評価機関連絡協議会等	4回	4回	4回	3回	3回	機関別認証評価
機関別認証評価制度に関する連絡会	4回	4回	4回	4回	4回	予算額（千円）
評価対象校向け説明会参加者数	大学（2会場）	334人	178人	128人	132人	310人
	高等専門学校	34人	36人	42人	49人	140人
	法科大学院	5人	54人	62人	74人	39人
評価委員向け研修参加者数	大学	64人	75人	42人	37人	11人
	高等専門学校	17人	5人	8人	7人	12人
	法科大学院	13人	8人	—	24人	44人
評価実施校数	大学	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	29	33	18	14
	大学	当機構で評価を実施した校数	29	33	18	14
	高等専門学校	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	15	2	4	4
	高等専門学校	当機構で評価を実施した校数	15	2	4	4
	法科大学院	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	3	1	0	6
	法科大学院	当機構で評価を実施した校数	3	1	0	6
検証アンケート回答率		88.8%	93.0%	86.1%	91.3%	84.5%

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-2-(1)-①大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等」と切り分けることは不可能なため、II-2-(1)（大学等の教育研究活動等の状況に関する評価）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（書き表記）

なお、評価項目II-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 評価結果 評価対象校向け説明会参加者数 評価委員向け研修参加者数 評価部会数、担当者数 評価担当者の研修のアンケート結果 手数料収入の割合 検証アンケート回答率 <その他の指標> 評価体制等の見直し状況 評価担当者の研修の実施状況 評価の検証の実施状況 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価	<主要な業務実績> 1. 評価の実施 大学及び高等専門学校からの求めに応じ、機関別認証評価を行った結果、大学機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」5校、「評価基準を満たしていない」0校、高等専門学校機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」6校、「評価基準を満たしていない」0校となった。 また、法科大学院を置く大学からの求めに応じ、法科大学院認証評価を行った結果、「評価基準適合」11校、「評価基準不適合」2校となった。 以上の評価の結果については、平成31年3月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。 なお、法科大学院については、機構の評価において適格認定を受けた法科大学院について、年次報告書等の分析・調査も行った。 次年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施し、平成30年9月末までに大学（16校）、高等専門学校（13校）及び法科大学院（1校）から申請を受け付けた。	<評定と根拠> 評定：B 年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施するとともに、法科大学院については予定した年次報告書等の分析・調査を実施した。また、次年度に予定するすべての対象校について、説明会、研修及び申請受付を実施した。 大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備するとともに、評価担当者向けの研修においては、担当者から概ね肯定的な回答が得られた。 評価の検証についても、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、説明会における理解向上など、評価の改善につなげた。 また、2巡目（平成23年度～平成27年度）の法科大学院認証評価の検証報告書及び2巡目（平成23年度～平成29年度）の高等専門学校機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、平成30年9月及び平成31年3月にそれぞれ報告書をとりまとめ、公表を行った。 認証評価機関自ら「評価基準」「評価方法」「認証評価の実施状況」「組織及び運営の状況」の4項目について自己点検・評価を行う必要があるとされたことを受け、本年度に自己点検・評価を行い、その報告書を9月末に文部科学省に提出した。平成30年12月に中央教育審議会大学分科会に置かれた審査委員会による報告書の確認及びヒアリングが実施され、平成31年3月に審査委員会委員のコメントが通知されるとともに、当該報告書を公表した。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> － <その他事項> －

	<p>ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改編の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に</p>	<p>ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、説明会を実施するなど平成31年度より実施予定の3巡目の評価業務を円滑に行いうよう準備を進める。</p> <p>エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。</p> <p>オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。</p> <p>カ 法科大学院の</p>	<p>教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。</p> <p>※「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)</p> <p>民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して收支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフッティングを図る。</p> <p>各大学が認証評価結果をどのように活用しているのか更なる検証を行うなど、認証評価結果の活用について、大学及び社会に対して幅広く情報提供するとともに、今後の認証評価の見直しに活用したか。【平成26年度評価】</p> <p>合理化・効率化を図る。</p>	<p>員18人)、評価部会(1部会、委員5人、専門委員8人)、財務専門部会(委員1人、専門委員2人)、意見申立審査会(専門委員5人)</p> <p>【法科大学院】</p> <p>法科大学院認証評価委員会(委員24人)、評価部会(6部会、委員7人、専門委員45人)、運営連絡会議(委員11人、専門委員5人)、教員組織調査専門部会(委員3人、専門委員21人)、意見申立審査専門部会(1部会、専門委員5人)、年次報告書等専門部会(委員1人、専門委員5人)</p> <p>評価担当者の研修を平成30年6月に実施し、参加者(大学11人、高等専門学校12人、法科大学院44人)に対して、研修終了後に行ったアンケート調査においては、以下のように、概ね肯定的な回答が得られた。</p> <p>(各設問に対する4段階評定の平均値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解度: 3.78(大学)、3.64(高専)、3.50(法科大学院) ・分量: 3.67(大学)、3.36(高専)、3.39(法科大学院) ・満足度: 3.67(大学)、3.45(高専)、3.47(法科大学院) <p>3. 認証評価の検証</p> <p>平成29年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校認証評価及び法科大学院認証評価に関して、アンケート調査で寄せられた意見に基づき、説明会における理解向上や資料の工夫に努めた。</p> <p>(アンケート回答率84.5%)</p> <p>また、平成30年度に評価を実施した大学、高等専門学校、法科大学院の評価担当者に対しては平成30年12月に、対象校に対しては平成31年3月にアンケートをそれぞれ送付した。</p> <p>なお、高等専門学校については、検証</p>	<p>平成31年度から開始する3巡目の大学機関別認証評価に向けて、大学への説明会を開催した。</p> <p>さらに、認証評価の在り方の検討、合理化・効率化、法科大学院認証評価に係る運営費交付金負担割合の引き下げについても、当初の計画どおり取組を実施した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
--	--	--	--	--	---

削減することとする。	<p>教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。</p>	<p>教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、第3期中期目標期間における運営費交付金の削減目標に向けて取り組む。</p>	<p>ワーキンググループにおいて3巡目のアンケートの見直しの検討を進め、評価担当者及び対象校それぞれに新様式によってアンケートを送付した。</p> <p>2巡目（平成23年度～平成27年度）の法科大学院認証評価の検証報告書及び2巡目（平成23年度～平成29年度）の高等専門学校機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、平成30年9月及び平成31年3月にそれぞれ報告書をとりまとめ、公表を行った。</p> <p>認証評価機関自ら「評価基準」「評価方法」「認証評価の実施状況」「組織及び運営の状況」の4項目について自己点検・評価を行う必要があるとされたことを受け、本年度に自己点検・評価を行い、その報告書を9月末に文部科学省に提出した。平成30年12月に中央教育審議会大学分科会に置かれた審査委員会による報告書の確認及びヒアリングが実施され、平成31年3月に審査委員会委員のコメントが通知されるとともに、当該報告書を公表した。</p> <p>4. 3巡目の大学機関別認証評価の実施に向けた準備</p> <p>平成31年度から開始する3巡目の大学機関別認証評価について、大学に対して平成30年10月に説明会を開催した。</p> <p>5. 認証評価の在り方の検討</p> <p>実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止も含めた在り方について検討するため、以下のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価機関連絡協議会等を通じ、民間認証評価機関の動向等の情報の共有。 ・ 平成31年度以降の申請校把握を目的とした意向調査の実施。 <p>また、認証評価事業の今後の在り方を</p>		
------------	---	--	---	--	--

		<p>検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」（平成27年9月設置）においてとりまとめた中間報告案に基づき、機構は、民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくべきと考えており、平成30年度においては、質保証人材の育成、認証評価連絡協議会における議論主導、新たな手法による「キャンパス・アジア」モニタリング等の国際的な質保証活動などにより認証評価制度全体の先導的な役割を果たしている。</p> <p>6. 合理化・効率化</p> <p>タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した資料の事前送付等により、経費の削減と業務の効率化を図り、機関別認証評価事業を実施するために必要な経費について評価手数料収入により賄った。</p> <p>7. 法科大学院認証評価に係る運営費交付金負担割合等の削減</p> <p>中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における議論など、政府における法曹養成制度の動向把握に努めた。</p> <p>タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した各資料の事前送付等の取組により経費の削減と業務の効率化を図り、第3期中期目標期間中における運営費交付金投入割合については、目標である70%以下の66.4%に削減した。</p>	
--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-2-(2)	国立大学法人及び大学共同利用機関法人的教育研究の状況についての評価				
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第2項 国立大学法人法第31条の3第1項
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143

2. 主要な経年データ						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
評価実務担当者向け説明会	参加者数	297人	378人	—	228人	289人	予算額（千円）	—	273,610	680,011	176,378	110,125
	参加機関（参加割合）	90法人 (100%)	90法人 (100%)	—	86法人 (95.5%)	88法人 (97.7%)	決算額（千円）	—	250,031	622,302	139,376	122,525
専門委員向け研修参加者数	参加者数（達成）	—	161人	—	—	—	経常費用（千円）	94,701	230,661	614,081	141,021	123,740
	参加者数（現況）	—	238人	—	—	—	経常収益（千円）	94,701	230,661	614,137	152,476	135,308
	参加者数（研究）	—	513人	—	—	—	うち運営費交付金収益	88,353	221,351	604,359	148,893	132,778
パブリックコメント	意見数	43件	—	—	—	180件	うちその他収入	6,348	9,310	9,778	3,583	2,530
	対応割合	100%	—	—	—	100%	従事人員数（人）	7.8(1)	17.3(1)	46.1(15)	11.9(1)	8.7(1)
実施対象機関数		—	—	90法人	—	—						

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。

(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記)

なお、評価項目II-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価				
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 評価実務担当者向け説明会の参加者数、参加機関（参加割合） パブリックコメントの意見数（対応割合）	<主要な業務実績> 平成30年3月～4月にかけて実施した「評価実施要項（案）」のパブリックコメントに対する意見を踏まえ、平成30年6月に開催した国立大学教育研究評価委員会において「評価実施要項」を審議・決定し、社会に公表した。	<評定と根拠> 評定：B 「評価実施要項（案）」に関して意見公募手続（パブリックコメント）による意見を踏まえ、平成30年6月に「評価実施要項」を決定し、社会に公表した。公表後の7月には、国立大学法人等評価実務担当者に対して、第2期からの変更点等に関する説明会を実施した。	評定	B	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		
2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用	2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用	2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用	<その他の指標> パブリックコメントの実施状況	<評価実施要項>の公表後、7月には東京及び大阪の2会場で国立大学法人等評価実務担当者に対して説明会を実施し、第	また、「実績報告書作成要領」及び「評	<今後の課題・指摘事項> —				

<p>機関法人の教育研究の状況についての評価</p> <p>文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。</p>	<p>機関法人の教育研究の状況に関する評価</p> <p>ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。</p> <p>イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第3期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。</p>	<p>機関法人の教育研究の状況に関する評価</p> <p>ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、パブリックコメントの意見を踏まえて「評価実施要項」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。</p> <p>イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第3期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。</p>	<p>「評価作業マニュアル」の決定状況</p> <p>法人への説明会の実施状況</p> <p>評価の実施に向けた体制の整備等についての検討状況</p> <p><評価の視点></p>	<p>2期からの変更点や「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の策定に向けた検討状況について説明を行った。</p> <p>「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の策定に向けて、6月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ、国立大学教育研究評価委員会を開催し、パブリックコメントでの意見や第2期中期目標期間における教育研究評価の検証アンケート等を踏まえて審議を行い、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の策定に向けて検討すべき事項の精査を行った。</p> <p>これらの検討すべき事項については、10月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会を開催し、方向性を審議・決定した。12月には、この方向性に基づき策定した「実績報告書作成要領（案）」及び「評価作業マニュアル（案）」について、国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会において審議・決定し、パブリックコメントを開始した。パブリックコメントでの意見を踏まえ、平成31年3月に開催した国立大学教育研究評価委員会において審議・決定し、社会に公表した。</p> <p>国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループの下に置く学系別検討チームにおいては、平成30年8月に開催した人文科学系の検討チームを始めとして、12月までに全11学系の検討チームを開催し、現況分析における記載項目等について学系別に検討を行い、国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループに報告した。また、学系別に具体的な記載内容の例示等を示す予定である「学系別の記載項目のガイドライン」の作成に向けて、準備を進めた。</p> <p>評価の実施に向け、国立大学教育研究評</p>	<p>価作業マニュアル」の策定については、パブリックコメントを実施し、提出された意見を踏まえ、平成31年3月に「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」を決定し、社会に公表した。</p> <p>国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループの下に置く学系別検討チームにおいては、現況分析における記載項目等について学系別に検討を行い、「学系別の記載項目のガイドライン」の作成に向けて、準備を進めた。</p> <p>評価の実施に向け、国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者を選出するため、専門委員の推薦依頼を行い、専門委員の選考方針及び配置方針を審議・決定するとともに、専門委員選考委員会委員を選出した。</p> <p>データ分析集及び入力データ集については、10月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会を開催し、第3期の評価における指標や定義、評価への活用方法等の取扱いを審議・決定した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>学系別検討チームによる分野ごとの特性を踏まえた評価方法の検討が進み、「学系別の記載項目のガイドライン」の早急な作成が求められる。</p>
--	---	---	--	--	---	--

			<p>価委員会専門委員候補者を選出するため、平成30年11月に専門委員の推薦依頼を行い、体制の整備に向けた準備を進め、平成31年3月に開催した国立大学教育研究評価委員会において、専門委員の選考方針及び配置方針を審議・決定するとともに、専門委員選考委員会委員を選出した。</p> <p>データ分析集及び入力データ集については、平成30年10月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会を開催し、第3期の評価における指標や定義、評価への活用方法等の取扱いを審議・決定した。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II—3—(1)	施設費貸付事業					
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4－1 大学などにおける教育研究の質の向上			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第2号	
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
施設費貸付事業の実施状況	計画値	—	—	—	—	—	—	—	予算額（千円）	157,921,428	155,820,361	151,390,973	145,198,041	134,570,147
	実績値	—	73件	83件	91件	84件	79件	65件	決算額（千円）	152,486,869	156,070,703	144,002,347	151,289,361	125,480,600
	達成度	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682	11,080,051	9,388,395
貸付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	年間5箇所以上	—	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947	10,545,271	7,387,702
	実績値	—	5箇所	5箇所	6箇所	7箇所	7箇所	9箇所	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
	達成度	—	—	100%	120%	140%	140%	180%	従事人員数（人）	7	7	11.0(3)	13.1(4)	13.1(4)
投資家の訪問件数	計画値	年間5箇所以上	—	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所						
	実績値	—	—	9箇所	10箇所	15箇所	23箇所	26箇所						
	達成度	—	—	180%	200%	300%	460%	520%						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 施設費貸付事業の対象である国立大学法人への現地調査実施件数、投資家の訪問件数	<主要な業務実績> 1. 施設費貸付事業の実績 「平成30年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸付事業について」（平成30年4月2日付け）による文部科学大臣の定めに基づき、国立大学法人に対し、附属病院の施設整備等に必要な資金として、平成31年3月末までに30大学、65件、46,488	<評定と根拠> 評定：B 施設費貸付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを適切に行っている。	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> 平成30年度に財務省により行われた財政融

<p>国立大学法人等の健全かつ安定的な運営のため、機構は、我が国高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。</p> <p>国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。</p>	<p>国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。</p>	<p>施設状況</p> <p><評価の視点></p> <p>貸付けの審査に当たり、各法人の収支状況に即した精度の高い審査を実施し、償還確実性が確保されているか</p>	<p>百万円の貸付けを行った。（平成 30 年度計画：31 大学、68 件、54,836 百万円）</p> <p>なお、翌年度繰越額 4,844 百万円については、地耐力を確保するための地盤改良工事及び工事による周辺地域への影響に配慮する必要性が生じたことにより不測の日数を要したこと、施設工事の遅延に伴い病院設備の年度内納入が困難となったこと等によるものであり、貸付不用額 3,503 百万円については、病院再開発事業を一時中断したこと、落札価格と予定価格との差額により貸付を行う必要がなくなったこと等によるものである。</p> <p>また、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成 30 年 5 月、9 月及び平成 31 年 1 月）において、当該貸付けに係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対し、貸付事業の留意点等について説明を行った。平成 30 年 8 月には各国立大学法人に対して事務連絡を発出し、平成 30 年度最終貸付けのスケジュールについて周知徹底を図った。</p> <p>2. 施設費貸付事業の財源</p> <p>施設費貸付事業の財源として、平成 31 年 3 月末までに、財政融資資金から 42,185 百万円の長期借入れを行った。</p> <p>また、第 3 回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（5 年債・50 億円）を平成 31 年 2 月に発行した。発行に向けては、8 月に主幹事証券会社、受託会社及び格付け機関の選定を行い、IR（インベスター・リレーションズ）資料を作成し、ウェブサイトへ掲載するとともに、11 月から 1 月にかけて個別投資家訪問を行うなど、IR 活動を積極的に実施した。また、投資家向けの債券内容説明書を作成し公開することで、機構の事</p>	<p>施設費貸付事業の財源として財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行っている。</p> <p>施設費貸付事業については、「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、大学附属病院の公的使命を果たしているか等を総合的に審査する体制を構築しており、内部統制の強化及び審査の向上に努めつつ、適正に実施している。</p> <p>貸付金の回収にあたっては、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行っている。また 9 法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施し、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行っている。国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はともに 100% であり、適切に実施している。</p> <p>資金調達に係る債券の発行に際し、IR 活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に個別投資家訪問を 26箇所実施している。</p> <p>「病院経営分析検討チーム」、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方 WG」、「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催し、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行っている。また、その成果として、ワークショップの開催や冊子・データのとりまとめを行い、国立大学法人へ提供している。</p> <p>さらに、各国立大学法人の前事業年度の</p>	<p>資金本省資金融通先等実地監査の結果を踏まえた改善策を講じているが、将来にわたって機構の財務の健全性を確保する観点から、引き続き償還確実性を高める取組が行われることが期待される。</p> <p><その他事項></p> <p>-</p>
---	---	--	--	--	---

<p>を行う。また、訪問調査を年に5回以上実施することにより、事業が適切に機能しているかを確認する。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。</p> <p>(1) 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、毎年度、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。</p> <p>それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経</p>	<p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p> <p>② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。</p> <p>その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。</p> <p>③ 貸付けの審査に当たって、個々の</p>	<p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p> <p>② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。</p> <p>その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。</p> <p>③ 貸付けの審査に当たって、個々の</p>	<p>業内容や財務状況等の透明性の確保に努めた。また、発行体（機構）及び債券の信用格付取得のため格付会社による調査を受審し、発行体及び債券の信用格付は、ともに前年度まで同じAAを得た。</p> <p>3. 債還確実性の審査等</p> <p>貸付けの審査にあたり「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、「施設費貸付規則」、「貸付金債権管理規則」、「施設費貸付事業審査基準」等に基づき、事業目的・内容、償還能力、担保力及び公的使命を果たしているか等を総合的に審査する体制を構築しており、平成31年3月末までに12回の開催及び審査を行った。</p> <p>4. 債権回収及び債務償還の確実な実施</p> <p>「貸付金債権管理規則」等に基づき、平成30年度分（319億円）の国立大学法人からの貸付金債権の回収及び財政融資資金への長期借入金債務の償還を確実に行った。（回収及び償還は毎年度9月及び3月）</p> <p>貸付金の回収については、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行った。平成30年度の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はこれまでどおり100%である。（平成29年度末債務残高：5,911億円（内、財投機関債分250億円）、平成30年度償還予定額：319億円、平成30年度償還実績：319億円）</p> <p>また、貸付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実績等を総合的に勘案して、9法人を対象に平成30年8月から10月にかけて実施し、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等</p>	<p>財務諸表等について、国立大学の財務に係る調査、分析、データのとりまとめを行い、当該成果物である「国立大学法人の財務」を年度末に刊行している。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
---	---	---	--	---	--

<p>営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。</p> <p>また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</p> <p>なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。</p> <p>④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間 5 箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。</p> <p>⑤ 民間資金の調達にあたり、I R 活動として年間 5 箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。</p> <p>⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。</p>	<p>国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。</p> <p>また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</p> <p>なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。</p> <p>④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。</p> <p>また、年間 5 箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。</p> <p>⑤ 民間資金の調達に当たり、I R (インベスター・リレーションズ) 活動として年間 5 箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。</p> <p>⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。</p>		<p>を行った。</p> <p>5. I R活動の実績</p> <p>貸付事業にかかる民間資金調達としての機構債券の発行に際し、I R活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき、中央及び地方の個別投資家訪問を計 26 箇所実施した。また、投資家と直接対話する主幹事証券会社の販売担当者に対する説明を実施した。</p> <p>また、主幹事証券会社による施設費貸付先訪問を実施し、国立大学附属病院の役割や意義について、主幹事証券会社のレポートを通じて投資家へ発信した。</p> <p>6. 国立大学の財務に係る調査、分析</p> <p>「病院経営分析検討チーム」とその下に設置された「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」について、平成 31 年 3 月末までにチーム会議を 3 回、WG会議を 8 回開催した。また、WG を国立大学附属病院セグメントの貸借対照表について検討するユニット (B S ユニット) 及び「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」の開催について検討を行うユニット (WS ユニット) に分け、平成 31 年 3 月末までに B S ユニット会議を 8 回、WS ユニット会議を 10 回開催した。</p> <p>WG の B S ユニットにおいては、前年度に全国国立大学病院事務部長会議総務委員会から全国立大学病院に作成を依頼し、提出いただいた「貸借対照表」について、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会と連携してとりまとめを行い、各国立大学附属病院における経営判断等に寄与することを目的に国立大学附属病院の病院経営企画担当者や大学本部の財務担当者に対して全国 3 会場（東京、名古屋、福岡 8 月）で説明会を実施した。説明会には延べ 42 大学、</p>			
--	--	--	---	--	--	--

			<p>272人の参加があった。</p> <p>また、各附属病院の平成29年度決算情報を基に、「国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等について（新版）」を作成し、平成31年3月に各大学へ提供した。</p> <p>WGのWSユニットにおいて、全国国立大学病院事務部長会議及び国立大学附属病院長会議事務局と連携して、病院経営改革を推進し得る人材及びデータを基に経営分析を行うことのできる人材を養成することを目的とした「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（平成31年2月）を企画・開催し、課長・課長補佐級及び係長・主任・係員級を対象に、財務的及び医事的知識を駆使した経営分析の手法について検討を行った。ワークショップには、各病院から75人の参加があった。また、病院の経営改善に必要な数値を即座に計算し、可視化することが出来る「CVPシミュレータ」について、高度化・実用化に向けた検討を行い、平成31年2月に全国立大学病院への配付を行った。</p> <p>また、国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図るために、国立大学施設支援センターが行う支援事業の在り方について検討することを目的とした「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を、平成31年3月末までに3回開催し、国立大学法人の土地活用や資金運用、電力の共同調達について取組事例の紹介を行った。また、平成30年度の取組事例をとりまとめ、国立大学法人等専用ページを通じて、令和元年度に各国立大学法人へ提供することとしている。その他、統合報告書の取組紹介や、国立大学法人の監査経験に基づく監査法人からの講演等を通じ、国立大学法人のコスト分析についての理解を深めた。</p> <p>さらに、貸付事業を効果的・効率的に</p>	
--	--	--	--	--

			<p>行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等の集計・分析結果について、平成 29 年度の財務データを平成 30 年 9 月末までに整理した。国立大学法人へ、より有用な情報を提供していくため、財務分析指標の有用性や妥当性等について有識者から助言を得ることを目的として「国立大学法人の財務」に係る有識者会議を設置し、平成 30 年 9 月末までに会議を 2 回（6 月、7 月）開催、各委員からの意見を踏まえ、一部指標を見直した。また、利用状況について、国立大学法人へアンケートを行い、国立大学法人からの要望を受けて、「平成 30 年度版国立大学法人の財務」の収録内容の一部を「速報版（①法人別概要財務諸表、②必要度の高い財務分析比率（17 指標））」として 9 月末までにとりまとめた。国立大学法人へは 10 月上旬に、国立大学法人等専用ページを通じて、提供を行った。平成 31 年 3 月には、国立大学法人の財務に係る調査、分析結果をとりまとめ、当該成果物を刊行し、文部科学省及び各国立大学法人へ配付した。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II—3—(2)	施設費交付事業					
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4－1 大学などにおける教育研究の質の向上			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第3号	
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
施設費交付事業の実施状況	計画値	—	—	—	—	—	—	—	予算額（千円）	157,921,428	155,820,361	151,390,973	145,198,041	134,570,147
	実績値	—	100件	97件	93件	93件	91件	90件	決算額（千円）	152,486,869	156,070,703	144,002,347	151,289,361	125,480,600
	達成度	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682	11,080,051	9,388,395
交付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	年間5箇所以上	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947	10,545,271	7,387,702
	実績値	—	12箇所	14箇所	14箇所	13箇所	10箇所	14箇所	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
	達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数（人）	7	7	11.0(3)	13.1(4)	13.1(4)

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価				
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 施設費交付事業の対象である国立大学法人への現地調査実施件数 (年間5箇所以上が100%とする)	<主要な業務実績> 1. 施設費交付事業の実績 「平成30年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費交付事業について」(平成30年4月2日付け)による文部科学大臣の定めに基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として、平成31年3月末までに90法人、90件、3,750百万円の交付を行った。	<評定と根拠> 評定：B 施設費交付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。		評定	B	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 (2) 施設費交付事業について、毎年度、国立大学法人等	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 (2) 施設費交付事業	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 (2) 施設費交付事業	<その他の指標> 施設費交付事業の実施状況	2. 施設費交付事業の適正な実施			<今後の課題・指摘事項>	—	<その他事項>	—
① 文部科学省の	① 文部科学省の									

<p>に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。</p> <p>なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行い、本中期目標期間中に一定の結論を得る。</p> <p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間 5 箇所以上の交付先訪問調査を実施する。</p> <p>③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。</p>	<p>施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p> <p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。</p> <p>また、そのためには年間 5 箇所以上の交付先訪問調査を実施する。</p> <p>③ 交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論を取りまとめる。</p> <p>また、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関と連携し、外部有識者、専門家を講師とす</p>	<p>施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p> <p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。</p> <p>また、そのためには年間 5 箇所以上の交付先訪問調査を実施する。</p> <p>③ 交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論を取りまとめる。</p> <p>また、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関と連携し、外部有識者、専門家を講師とす</p>	<p>＜評価の視点＞</p>	<p>「大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 114 号）」及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」、「施設費交付事業費交付規則」等に基づき、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認し、平成 30 年度分の交付決定を行った。また、平成 29 年度事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、事業が上記法令等に違反することなく実施されたか、交付決定の内容、及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行った。</p> <p>さらに、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成 30 年 5 月、9 月及び平成 31 年 1 月）において、当該交付に係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び財産処分制限について説明を行った。</p> <p>また、交付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実績等を総合的に勘案し、14 法人を対象に平成 30 年 8 月から 10 月にかけて実施した。</p> <p>3. 施設費交付事業の財源の確保</p> <p>国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）の有効活用方策等の検討に資するため、文部科学省、民間金融機関及び私立大学の資金運用を行っている民間団体から講師を招き、平成 31 年 3 月末までに「資産活用に関する勉強会」を 1 回開催した。</p> <p>また、交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する</p>	<p>に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。</p> <p>国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）の有効活用方策等の検討に資するため、文部科学省、民間金融機関及び私立大学の資金運用を行っている民間団体から講師を招き、「資産活用に関する勉強会」を開催している。また、交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論をとりまとめたものを基にした「施設費交付事業の概要」を作成し、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成 30 年 5 月及び 9 月）における資料として活用した。また、交付先訪問調査（現地調査）の際に土地処分の可能性について直接確認を行うとともに、交付事業の趣旨について周知を図った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
---	---	--	----------------	---	---

		る「資産活用に関する勉強会」を開催する。		する検討会」における検討結果に基づき、一定の結論をとりまとめたものを基にした「施設費交付事業の概要」を作成し、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成30年5月及び9月）における資料として活用した。また、交付先訪問調査（現地調査）の際に土地処分の可能性について直接確認を行うとともに、交付事業の趣旨について周知を図った。		
--	--	----------------------	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II—4		(1) 旧特定学校財産の管理処分等 (2) 承継債務償還				
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4－1 大学などにおける教育研究の質の向上			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第13条第1項	
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
東京大学 生産技術 研究所跡地の売却 持分比率	計画値	—	—	—	—	—	—	—	予算額（千円）	157,921,428	155,820,361	151,390,973	145,198,041	134,570,147
	実績値	—	68.4%	73.9%	79.0%	83.9%	86.9%	89.5%	決算額（千円）	152,486,869	156,070,703	144,002,347	151,289,361	125,480,600
	達成度	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682	11,080,051	9,388,395
承継債務 償還率	計画値	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947	10,545,271	7,387,702
	実績値	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
	達成度	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数（人）	7	7	11.0(3)	13.1(4)	13.1(4)

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価			
				業務実績			自己評価						
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	<主な定量的指標> 東京大学生産技術研究所跡地の売却等 東京大学生産技術研究所跡地の売却持分比率	<主要な業務実績> 1. 東京大学生産技術研究所跡地の売却等 東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度から独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で段階的に売却を行っているところであり、平成30年5月には、土地全体面積(29,974.81 m ²)のうち2.63%(788.96 m ²)を1,810百万円で売却した。これにより、土地全体面積の89.54%(26,838.26 m ²)の売却が完了し、未売	<評定と根拠> 評定：B 東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、未売却の土地については、使用契約を締結し、使用料を徴収している。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。	評定	B	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	<今後の課題・指摘事項>	—	<その他事項>		
4 国から承継した財産等の処理 (1) 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1	4 国から承継した財産等の処理 (1) 旧特定学校財産の管理処分	4 国から承継した財産等の処理 (1) 旧特定学校財産の管理処分等	国から承継した債務の確実な償還及び利子の支払い	<その他の指標> ① 国から承継した特になし	平成30年度の国立大学法人からの債権								

<p>号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>(2) 国立大学法人法附則第12条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p>旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進めること。</p> <p>なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>(2) 承継債務償還</p> <p>国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p>た旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として貸付を継続する。</p> <p>② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。</p> <p>(2) 承継債務償還</p> <p>国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p><評価の視点></p> <p>承継財産の適切な管理・処分ができているか</p> <p>承継債務について、各法人からの適切な回収と償還ができるか</p> <p>② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。</p> <p>(2) 承継債務償還</p> <p>国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p>却の土地は10.46% (3136.55 m²) となつた。未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、6月に使用料を徴収した。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、令和3年度に完了する見込みである。</p> <p>2. 処分後の財産の利用状況の適切な把握</p> <p>平成25年度に処分が完了した広島大學本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられ、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが事業を進めているところであり、平成31年3月末現在において、令和2年7月に事業完了予定と把握している。</p> <p>3. 承継債務の償還等の確実な実施</p> <p>国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、平成30年度分（合計330億円）の国立大学法人からの債権の回収及び財政融資資金への債務の償還を確実に行った。</p> <p>平成30年度の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はこれまでどおり100%である。</p>	<p>回収及び財政融資資金への債務償還については、回収率及び償還率はともに100%であり、適切に実施している。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p> <p>-</p>
---	--	---	--	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
II-5-(1)	単位積み上げ型による学士の学位授与													
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第4号 学校教育法第104条第7項第4号								
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー		令和元年度行政事業レビュー番号 0143								
2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度							
4ヶ月期	申請者数	—	316人	302人	329人	302人	331人	予算額（千円）	—					
	学位取得者数	—	276人	256人	286人	257人	288人	決算額（千円）	—					
	電子申請利用率 ※（）は特例申請を除いた値	—	56.9%	64.9%	72.6% (71.5%)	78.8% (77.9%)	79.8% (78.5%)	経常費用（千円）	345,190					
	申請者数	—	2,349人	2,373人	2,263人	2,283人	2,412人	経常収益（千円）	345,190					
10ヶ月期	学位取得者数	—	2,262人	2,281人	2,181人	2,209人	2,324人	うち運営費交付金収益（千円）	205,005					
	電子申請利用率 ※（）は特例申請を除いた値	—	63.2%	87.2% (66.5%)	92.4% (75.6%)	94.7% (81.2%)	95.7% (82.1%)	うち手数料収入（千円）	124,433					
	認定審査件数	短期大学	—	2専攻	—	2専攻	2専攻	うちその他収入（千円）	15,752					
	高等専門学校	—	5専攻	2専攻	3専攻	3専攻	1専攻	従事人員数（人）	23.5(5)					
認定専攻科数 ※当該年度4月1日 時点	短期大学	—	80専攻	78専攻	75専攻	73専攻	70専攻							
	高等専門学校	—	126専攻	128専攻	123専攻	117専攻	115専攻							
教育の実施状況 等の審査件数	短期大学	—	11専攻	14専攻	6専攻	6専攻	9専攻							
	高等専門学校	—	18専攻	28専攻	—	23専攻	23専攻							
認定の再審査件数	短期大学	—	—	1専攻	—	1専攻	1専攻							
	高等専門学校	—	2専攻	2専攻	—	—	—							
新たな審査方式 の適用審査件数	短期大学	—	19専攻	1専攻	2専攻	—	1専攻							
	高等専門学校	—	122専攻	11専攻	7専攻	3専攻	1専攻							
運営費交付金の負担割合		5割程度	62.2%	56.7%	55.8%	50.9%	49.2%							

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(2)省庁大学校修了者に対する学位授与」及び「II-5-(3)学位授与事業についての広報」と切り分けることは不可能なため、II-5(学位授与事業)の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で区分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数〇書きで表記）

なお、評価項目II-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 申請者数 学位授与者数 電子申請の利用率 専攻科認定等審査件数 ① 単位積み上げ型による学士の学位授与 ② 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。 さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までに運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に見直しを行う。 ② 学校教育法第	<主要な業務実績> 1. 単位積み上げ型による学士の学位授与 4月期は312人、10月期は582人から申請を受け付けた。申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修成果・試験の審査、合否判定、単位修得の確認を行い、4月期は269人、10月期は507人に学位を授与した。 申請者の利便性向上のため、電子申請を推進し、平成29年度同期と比較して、4月期は0.6ポイント、10月期は0.9ポイント、利用率が上昇した。学修成果・試験で不可となった不合格者に対しては、個別の不可判定の理由を具体的に通知した。 2. 専攻科の認定及び教育の実施状況等の審査 申出に基づき、高等専門学校1校1専攻の認定の審査を行い、「可」と判定し、結果を通知した。 また、短期大学4校6専攻の教育の実施状況等の審査を行い、すべて「適」と判定し、結果を通知した。 さらに、短期大学1校1専攻の認定の再審査を行い、「可」と判定し、結果を通知した。 3. 特例の適用認定の審査及び特例適用専攻科修了見込者への学位授与 申出に基づき、短期大学1校1専攻及び高等専門学校1校1専攻の特例の適用認定の審査を行い、すべてを「可」と判定し、結果を通知した。 また、特例適用専攻科の教育の実施状況等に関する審査については、短期大学3校3専攻及び高等専門学校10校23専攻の審査を行い、すべて「適」と判定し、	<評定と根拠> 評定：B 単位積み上げ型による学士の学位授与について、年度計画のとおり確実に学位授与を行った。 また、インターネットを利用した電子申請の利用率は平成29年度に比較して上昇しており、特例による学位授与申請においてはすべて電子申請により受け付けている。また、不合格者に対する個別理由の通知を行った。 申出のあった短期大学及び高等専門学校の専攻科について、年度計画のとおり、審査を行い認定を行った。 また、認定を受けている専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 特例の適用を希望する専攻科の審査については、機関の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科からの申出を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い適用認定を行った。また、特例適用専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 さらに、4月期と10月期に特例による学位授与申請を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い、6月以内に学位を授与した。 事業の効率化・合理化として、学位審査会など関連会議をタブレット端末によるペーパーレス会議として実施することを前年度に引き続き推進し、専門委員会・部会においては、段階的にパソコンを活用した会議として実施し、コピー用紙の削減につなげた。また、平成29年度の関係規程改正により、専攻科の認定等の各種審査に	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> － <その他事項> (有識者からの意見) 事業の効率化・合理化が図られ運営費交付金の負担割合が50%を下回ったことは評価できるが、このため一部の会議等が郵送審査となっている。個人情報保護は十分に配慮されているが、個人情報記載書類の移動に当たっては引き続きさらなる配慮に努めていただきたい。

<p>時までに運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げるのこととする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。</p> <p>また、短期大学及び高等専門学校の専攻科の申し出に基づき、学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、専攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該専攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを</p>	<p>大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。</p> <p>また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。</p> <p>② 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有する専攻科からの申出</p>	<p>104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。</p> <p>また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p> <p>③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出</p>	<p>結果を通知した。</p> <p>インターネットを利用した電子申請システムにより、4月期は19人、10月期は1,830人から申請を受け付けた。また、申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修総まとめ科目の履修に関する審査、合否判定、単位修得や専攻科修了等の合格に係る要件の確認を行い、4月期は19人、10月期は1,817人に学位を授与した。</p> <p>4. 運営費交付金の負担割合の引下げ</p> <p>学位授与事業の実施にあたっては、質的な内容と水準を的確に保証しながら、効率化及び合理化を図った。</p> <p>平成29年度より、学位審査会など関連会議において、配付資料をタブレット端末によるペーパーレス会議とし、専門委員会・部会においても、段階的にパソコンを活用した会議とすることで、平成29年度の同時期（3月現在）と比べ、約13万枚のコピー用紙を削減するとともに、平成30年度当初から複写機の契約台数を削減し、経費削減を図ったことにより、事務の業務の効率化及び合理化につなげた。</p> <p>また、専門委員会・部会のペーパーレス化を導入・推進したことに伴い、専攻科の認定等の各種審査に必要な書類の提出部数を変更し、過去に比べ、紙媒体での提出を約90%削減させ、年間に約2,000冊提出されていたうち、約1,800冊以上のファイルの削減につなげ、短期大学や高等専門学校などの事務負担の軽減にも努めた。</p> <p>さらに、審査項目の見直しを行い、平成29年度に関係内規を新設した特例適用専攻科の変更の届出について、関係機関から、9月末までに申請書類を受理し、専門委員の審査の効率化及び合理化</p>	<p>必要な書類の提出部数を変更し、提出部数を大幅に削減させ短期大学や高等専門学校などの事務負担の軽減にも努めた。さらに、特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査における、特例適用専攻科の変更の届出について平成29年度新設の内規に基づき審査の簡素化を図った。加えて、審査スケジュールの見直しにより繁忙期における業務の集中化の回避や平準化に努め、必要に応じて、専門委員会・部会を郵送審査とすることにより、機構に集合しての部会の開催を平成29年度と比べ、約20%減となる61開催とした。これらの取組により事業全体の効率化及び合理化を図った。</p> <p>学位取得者に対するアンケート調査を実施し、その結果は、研究開発部と共有し、学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等を行う際のデータとして確実に蓄積している。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
--	--	---	--	--

<p>保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。</p> <p>機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。</p>	<p>しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</p> <p>③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成 27 年度中に導入する。</p> <p>適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を 4 月期と 10 月期の年 2 回受け付け、学位審査会による審査を行い、6 月以内に、合格者に対し学位を授与する。</p> <p>④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。</p> <p>⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的</p>	<p>を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。</p> <p>また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p> <p>適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を 4 月期と 10 月期の年 2 回受け付け、学位審査会による審査を行い、6 月以内に、合格者に対し学位を授与する。</p> <p>④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。</p> <p>⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的</p>	<p>に努めている。</p> <p>加えて、審査スケジュールの見直しとして、学位授与試験日の後ろ倒し、10 月申請受付期間の前倒しなどにより、繁忙期における業務の集中化の回避や平準化に努めるとともに、必要に応じて、専門委員会・部会を郵送審査とすることにより、機構に集合しての部会の開催を平成 29 年度と比べ、約 20% 減となる 61 開催とした。</p> <p>上記の事務合理化などの結果、平成 26 年度にいた学位審査課職員 27 人（非常勤職員含む）が平成 30 年度には 20% 以上の減の 21 人になるなど、人件費の抑制にも努め、目標の 1 年前倒しとなる平成 29 年度の運営費交付金の負担割合を 50.9% まで引き下げている。なお、平成 30 年度当初予算に比べ、上記の事務合理化などの効果により、学位授与審査経費が 8.5 百万円以上削減し、申請者数が過去 5 年間で最多となったことにより、学位授与審査手数料が 11 百万円以上増加となり、負担割合がさらに 49.2% に減少した。</p> <p>(平成 29 年度) 50.9% → (平成 30 年度) 49.2%</p> <h4>5. アンケート調査の実施</h4> <p>学位取得者の満足度、「新しい学士への途」の分かりやすさ等に関するアンケート調査を学位取得者に学位記を送付する際に同封又は WEB アンケートにより実施した。4 月期には 288 人に調査協力を依頼し、202 人から回答を得た。また、10 月期は、通例による学位取得者 507 人については、4 月期と同様の方法にてアンケート調査を実施し、特例適用による学位取得者 1,817 人については、オンラインによりアンケート調査を実施した。なお、平成 29 年度 10 月期には通例 591 人、特例 1,618 人に送付し、通</p>
--	--	---	--

		に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。		例 413 人、特例 832 人から回答を得ている。		
--	--	--	--	----------------------------	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
II-5-(2)	省庁大学校修了者に対する学位授与											
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 1 項第 4 号 学校教育法第 104 条第 7 項第 4 号						
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143						
2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等		達成目標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度					
認定の審査件数		—	1 課程	1 課程	1 課程	—	—					
認定課程数 ※当該年度 4 月 1 日 時点	学士相当	—	8 課程	8 課程	8 課程	8 課程	8 課程					
	修士相当	—	4 課程	4 課程	5 課程	5 課程	5 課程					
教育の実施状況等の審査件数		—	3 課程	2 課程	3 課程	2 課程	2 課程					
学士	申請者数	—	1,016 人	927 人	907 人	1,085 人	1,131 人					
	学位取得者数	—	1,016 人	927 人	907 人	1,085 人	1,131 人					
修士	申請者数	—	114 人	89 人	82 人	77 人 ※3 月修了者 除く	84 人 ※3 月修了者 除く					
	学位取得者数	—	114 人	88 人	82 人 ※前年度保 留者 1 人含 む	74 人	85 人 ※前年度保 留者 2 人含 む					
博士	申請者数	—	31 人	31 人	31 人	28 人 ※3 月修了者 除く	33 人 ※3 月修了者 除く					
	学位取得者数	—	29 人	30 人	31 人	26 人	35 人 ※前年度保 留者 2 人含 む					
省庁大学校修了者に対する学位授与に係る運営費交付金負担割合		0%	0%	0%	0%	0%	0%					

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1) 単位積み上げ型による学位授与」及び「II-5-(3) 学位授与事業についての広報」と切り分けることは不可能なため、II-5 (学位授与事業) の決算額及び従事人員数を再掲。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与には、運営費交付金を充当していない。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で区分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 0 書きで表記）
なお、評価項目 II-7 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 学位授与者数 課程認定審査件数 収支均衡状況	<主要な業務実績> 1. 省庁大学校の課程の認定及び教育の実施状況等の審査 認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、防衛医科大学校医学教育部医学科及び同校医学教育部医学研究科の計2課程を対象に審査を行い、いずれも「適」と判定し、結果を通知した。 また、省庁大学校の教育課程について重要な変更が生じると認められた防衛大学校総合安全保障研究科前期課程及び後期課程の計2課程の再審査を行い、「可」と判定し、結果を通知した。 2. 省庁大学校修了者に対する学位授与 学士については、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、申請者1,131人全員を合格と判定し、学位を授与した。 修士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者84人及び前年度中に申請を受け付け、審査の結果保留と判定された2人についての計86人のうち85人を合格、1人を保留と判定し、合格者に学位を授与した。なお、保留となった1人については、論文の修正を期限をつけて求め、今後、再提出があった場合に審査を行うこととした。 また、留学生等配慮が必要な平成31年3月修了者44人の申請を受け付け3月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した。今後、証明書により単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度開催の学位審査会で判定を行うこととなった。	<評定と根拠> 評定：A 認定を受けている課程に対し、教育の実施状況等の審査を実施した。また、教育課程について重要な変更が生じると認められた課程に対し、再審査を実施した。 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士、修士、博士の学位授与の申請があったものに対し、所定の審査を行い定められた期間内に学位の授与を行った。 口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることや、審査スケジュールの見直しと併せて平成29年度より導入した遠隔会議システムについて、音声伝達機能の工夫・改善のほか、審査担当委員への事前説明や接続テストを行うなど、円滑に利用する環境の整備等を推進するとともに、対象校を拡大（1校8人）し、利用率も平成29年度申請者の4.8%から25.6%に上がったことで、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制し、年度計画どおり、事業の合理化・効率化に努め、収支均衡を図りつつ、利用者の拡大とさらなる利便性の向上が実現した。 平成29年度に引き続き、3月修了者のうち留学生等配慮が必要な者に対しては、限られた期間内において、口頭試問の集中開催や遠隔会議システムの積極的な利用により、3月末までに希望者全員について論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者の利便性を高めた。 以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aとした。	評定 A <評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 口頭試問において利用される遠隔会議システムにおいて音声伝達機能の改善等により審査委員の利用を増加させ、3月に実施可能な口頭試問件数を拡大（実施率はH29：4.8%→H30：25.6%）しており、申請者の利便性の向上に大きく寄与している。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —
5 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 学校教育法第104条第7項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。	5 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 省庁大学校からの課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程で大学又は大学院に相当する教育を行っているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。	5 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 学校教育法第104条第7項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行っているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。	<評価の視点>		<課題と対応>	

<p>められる者にそれ ぞの学位を授与 する。</p> <p>② 省庁大学校の 課程を修了し、学位 授与申請を行う者 に対しては、審査に より各専攻分野の 学士、修士又は博士 としての水準を有 していると認めら れる者に、学士は申 請後 1 月以内に、修 士及び博士は原則 として申請後 6 月 以内に学位を授与 する。</p>	<p>の審査を行い、必要 に応じ審査結果に 基づく所要の改善 等を求める。</p> <p>② 認定された省 庁大学校の課程修 了者に対する学位 授与については、学 士は、学位審査会に による単位修得状況 及び課程修了証明 書に基づき学位審 査会による審査を 行い、申請後 1 月以 内に、学士としての 水準を有している と認められる者に 学位を授与する。</p> <p>修士及び博士は、 学位審査会による 単位修得状況の審 査、論文及び口頭試 問による審査を行 い、原則として申請 後 6 月以内に、修士 又は博士としての 水準を有している と認められる者に それぞれの学位を 授与する。</p> <p>③ 学位授与事業 の実施に当たって は、事業全体につい て効率化及び合理 化を図るとともに、 省庁大学校修了者 に対する学位授与 については、引き続 き運営費交付金を 充当せずに収支均 衡させる。</p>	<p>博士については、証明書により単位修 得と課程修了の確認を行うとともに、論 文の審査と面接による口頭試問を実施 し、申請者 33 人及び前年度中に申請を 受け付け、審査の結果保留と判定された 2 人の計 35 人うち 35 人全員を合格と判 定し、合格者に学位を授与した。</p> <p>また、留学生等配慮が必要な平成 31 年 3 月修了者 1 人の申請を受け付け、3 月末までに論文の審査と面接による口 頭試問を実施した。今後、証明書により 単位修得と課程修了の確認を行った上 で、次年度開催の学位審査会で判定を行 うこととなった。</p> <p>3. 収支の均衡</p> <p>学位授与事業の実施にあたっては、質 的な内容と水準を的確に保証しながら、 効率化及び合理化を図った。</p> <p>口頭試問に係る日程について、専門委 員会・部会の日程を考慮しながら適切に 割り振り、平成 30 年度の口頭試問の実 施については、6 月から 7 月、12 月から 平成 31 年 3 月において、集中開催を行 った。これにより、審査担当委員の移動 の負担や旅費支出の抑制に努めた。</p> <p>また、遠隔会議システムの利用を希望 する委員に対して、システムの接続テス トを実施するとともに、円滑にシステム が利用できる環境を整備するなど、遠隔 会議システムを利用して口頭試問を実 施することを推進し、審査担当委員の移 動の負担の軽減や審査に係る業務の効 率化及び合理化を図った。</p> <p>上記の結果、平成 29 年度に引き続き 運営費交付金を充当せずに収支均衡を 図った。</p>	<p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
--	--	---	-------------------------	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-5-(3)	学位授与事業についての広報				
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第4号	
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	予算額（千円）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
パンフレット等配布数						決算額（千円）	—	373,527	281,221	273,257	254,568
「新しい学士への途」	12,870部	6,620部	4,414部	4,039部	4,252部	経常費用（千円）	345,190	297,417	275,082	258,404	263,678
「学位授与申請書類」	8,075部	5,658部	3,036部	3,212部	3,136部	経常収益（千円）	345,190	297,417	275,731	274,214	272,738
「学士をめざそう！」	9,009部	14,997部	15,139部	16,599部	16,463部	うち運営費交付金収益（千円）	205,005	159,369	149,947	143,468	135,591
「大学評価・学位授与機構が授与する学位を理解していただくために」 ※平成28年度より冊子名を「機構が授与する学士の学位」に変更	22,485部	21,762部	17,497部	15,921部	8,951部	うち手数料収入（千円）	124,433	121,912	118,404	123,002	130,753
						うちその他収入（千円）	15,752	16,135	7,380	7,743	6,394
						従事人員数（人）	23.5(5)	20.4(5)	19.3(4)	17.3(6)	17.4(4)

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1) 単位積み上げ型による学位授与」及び「II-5-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与」と切り分けることは不可能なため、II-5(学位授与事業)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。
(年間の平均)常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数〇書きで表記

なお、評価項目II-7(調査研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
				業務実績	自己評価				
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	<主な定量的指標> パンフレット等の配布数	<主要な業務実績> 1. 学位授与事業についての広報 ・ 学位授与制度を紹介するリーフレット『学士をめざそう！』について、これまで配布していた短期大学、高等専門学校、専門学校、都道府県の公立図書館及び生涯学習センター等の関係機関のほか、近年、基礎資格に追加された高等学校専攻科にも送付する	<評定と根拠> 評定：A 学位授与制度を紹介するリーフレット（『学士をめざそう！』）及び機構が授与する学位を説明したリーフレット（『機構が授与する学士の学位』）について、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、効果的に配布先を見直した。また今後の申請者の増加につな	評定	B		
5 学位授与（3）学位授与事業についての広報	5 学位授与（3）学位授与事業についての広報	5 学位授与（3）学位授与事業についての広報	<その他の指標> ウェブサイト等を通じた情報発信の状況			<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	自己評価はA評定であるが、「学位取得者表彰者制度」を初めて実施するなど、平成30年度の単位積み上げ型の学位授与申請者数は、第3期中期目標期間で最も多くなっているものの、増加数は微増であることから、B評定とし		

<p>単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。</p>	<p>単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度3回開催する。</p>	<p>単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。</p>	<p>学位授与事業の広報について、配布件数やウェブサイトへの掲載などのインプットだけでなく、ウェブサイトのアクセス件数や機構への問い合わせ件数などのアウトカムにも着目した評価指標を検討したか。 【平成26年度評価】</p>	<p>など、申請者の拡大に資するため配布先を見直した。また、機構が授与する学位を説明したリーフレット『機構が授与する学士の学位』については、学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、大学のほかハローワークや商工会議所などの産業界へも配布した。</p> <p>なお、今後どのような対象者にアピールし申請者の増加につながるかを検討した結果を踏まえ、都道府県看護協会にもリーフレットを配布した。さらに、放送大学各学習センターに対する送付状には、機構職員の派遣による出前説明会について追記し、平成30年9月2日に放送大学大阪学習センターのオープンキャンパスにおいて、説明会及び個別相談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の拡大に資するため、放送大学との連携事業として機構の「学位授与制度に関する説明会を研究開発部との協働により平成31年2月24日に放送大学東京文京学習センターにて開催し、研究開発部教員及び学位審査課職員から参加者149人に対し学位取得までの流れについて説明を行ったほか、説明会終了後、参加者に対し個別相談会を実施した。 <p>さらに、平成31年2月28日に、平成31年度実施の認定専攻科における教育の実施状況等の対象となる短期大学の実務担当者に向け、書類作成等に関する説明会を開催した。</p> <p>加えて、平成31年2月28日に、平成31年度実施の特例適用専攻科における教育の実施状況等の対象となる短期大学及び高等専門学校の実務担当者に向け、書類作成等に関する説明会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度の学位取得者のうち、 	<p>げるため、学位授与申請者数の傾向を分析し今後の広報活動などに活かすこととした。</p> <p>さらに、学位授与制度や学位授与申請、認定等の手續に係る説明会を3回以上開催した。</p> <p>学士を取得した者を対象とした「学位取得者表彰制度」については、平成29年度の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者2人を選考の上、学位取得者表彰式を平成30年9月に実施するとともに、報道発表や文教ニュース・文教速報に記事を掲載するなど、学位授与事業に関する情報の発信に努めた。</p> <p>また、上記の説明会において、受賞者による体験談の披露や個別相談への対応は参加者から好評を博し、次年度以降の事業展開につながるものであった。</p> <p>そのほか、「機構ニュース」により、学位授与事業の活動内容について情報発信を行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p> <p>た。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>更なる「学位取得者表彰者制度」の進展と広がりが期待される。</p>
---	---	--	---	--	---

			<p>生涯学習に努め、特に精励したと認められた者2人を選考の上、平成3年度機構設立以来初めてとなる学位取得者表彰式を平成30年9月7日に実施するとともに、報道発表や文教ニュース・文教速報に記事を掲載するなど、学位授与事業に関する情報の発信に努めた。また、受賞者には継続して広報事業への協力を依頼しており、受賞者から寄稿されたメッセージを、11月号の広報誌で紹介したほか、平成31年3月発行のリーフレットにも掲載した。</p> <p>また、上記の放送大学との連携事業として開催した機構の学位授与制度に関する説明会において、受賞者による体験談の披露や個別相談への対応は参加者から好評を博し、次年度以降の事業展開につながるものであった。</p> <ul style="list-style-type: none">これらの様々な広報などの効果として、平成30年度の単位積み上げ型の学位授与申請者数は、第3期中期目標期間の5年間で最も多い数となった。 <p>そのほか、広報誌「機構ニュース」を毎月発行し、学位授与事業の活動内容について掲載・情報発信を行った。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-6-(1)-①	大学等に関する情報の収集、整理及び提供				
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第7号イ・ハ	
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
認証評価に関するリーフレット	大学	2,650部	2,650部	950部	—	—	予算額（千円）	—	458,762	443,401
	高等専門学校	950部	350部	100部	—	—	決算額（千円）	—	525,003	349,116
「国際連携ウェブサイト」年間アクセス件数	180,459件	206,016件	305,895件	314,655件	348,448件		経常費用（千円）	415,468	483,222	441,961
諸外国の質保証に関する動向記事の年間発信件数	126件	111件	119件	114件	92件		経常収益（千円）	415,468	483,222	438,335
「大学質保証フォーラム」参加者数	432人	208人	402人	329人	228人		うち運営費交付金収益（千円）	254,948	293,026	259,289
大学ポートレート参加割合	86%	87%	89.7%	91.8%	91.4%		うち補助金等収益（千円）	28,592	17,138	0
大学ポートレートウェブサイト年間アクセス件数 (注1) H26年度はH27.3.10~3.31 (注2) ()内は新規訪問者数	73,062件	773,710件 (74,151件)	503,735件 (112,236件)	640,642件 (200,966件)	856,136件 (351,760件)		うちその他収入（千円）	131,928	173,057	179,047
							従事人員数（人）	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)
								30.6(2)	30.7(1)	

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-6-(1)-②質保証人材育成」及び「II-6-(2)国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組」と切り分けることは不可能なため、II-6(質保証連携)の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。

(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 ()書きで表記)

なお、評価項目II-7(調査研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 認証評価に関するリーフレット配布数 「国際連携ウェブサイト」アクセス件数 「大学質保証フォーラム」参加者数 大学ポートレート参加大学数 大学ポートレートウ	<主要な業務実績> 1. 国内の評価等に関する情報の収集、整理、提供 国公立大学・公立短期大学の大学基本情報について、平成30年度の情報を収集・整理し、ウェブサイトにて公表した。 広報誌「機構ニュース」を毎月発行し、質保証連携に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。	<評定と根拠> 評定：B 国公立大学・公立短期大学の大学基本情報について、平成30年度の情報を収集・整理し、ウェブサイトにて公表した。 学位授与状況等調査を実施し、また、「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧（平成30年度版）」を作成・公開した。「2019年度科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成・公	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項>
6 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携	6 質保証連携 大学等における質保証を支援するため、大学等と連携	6 質保証連携				－

<p>し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の中等教育制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。</p> <p>なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。</p> <p>さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の中等教育制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。</p> <p>併せて、これらの活動について社会に広く発信する。</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、</p>	<p>し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。</p> <p>（1）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育</p>	<p>ウェブサイトアクセス状況</p> <p><その他の指標></p> <p>ウェブサイトの利便性向上のための取組状況</p> <p>諸外国の質保証に関する概要資料の提供状況</p> <p>国際連携ウェブサイト等での発信状況</p> <p>大学質保証フォーラムの開催状況</p> <p>各種調査の実施状況</p> <p>大学ポートレートの運用状況</p> <p><評価の視点></p> <p>大学ポートレートについて、ステークホルダーへの理解が深まるよう広報の充実を図るとともに、使い勝手が良くなるよう不斷の見直しを検討したか。【平成26年度評価】</p> <p>大学ポートレートについて、引き続き情報提供の充実や利便性の向上を検討し、有用なシステムとして確立するよう改善を行っていくため、大学情報分析ツールの整備と併せて検討を行ったか。【平成27年度評価】※評価結果II-6-(2)に記載された意</p>	<p>2. 諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>教職協働の下、国際連携連絡会議にて作成した「平成30年度国際連携アクションプラン」に基づき、以下の情報収集・発信を行った。</p> <p>《国際連携ウェブサイトの充実、国内広報の強化》</p> <p>情報収集活動の成果物である「インフォメーション・パッケージ」や記事等を、国際連携ウェブサイトに集約して掲載した。平成30年度の情報収集のための国際会議への参加は22件。</p> <p>インフォメーション・パッケージや国際連携ウェブサイトの周知を図るため、広報用フライヤー（チラシ）の作成・配布やメールマガジン配信等により幅広い広報を行った。その結果、国際連携ウェ็บサイトの平成30年度アクセス数は月平均29,587件となり、平成29年度を上回った。</p> <p>また、平成26年度に開設したメールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信し、メールマガジン登録者数は、平成31年3月現在で1,266人と毎年着実に増加している。</p> <p>(主な実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国の質保証の動向記事の発信：92件 ・ 高等教育分野における質保証システムの概要：韓国（第2版） ・ 諸外国の質保証システムに関する概要ブリーフィング資料：タイ ・ 機構内国際連携事業報告会・研究会・セミナー：4件 ・ 教育学術新聞への記事投稿：5件 <p>《H30大学質保証フォーラムの開催》</p> <p>「国境を越える大学」をテーマに、国内外の高等教育の関係者をはじめ、200</p>	<p>開については、引き続き実施するとともに、機構の学位授与事業に関して掲載している、「特別なプログラム等の開設大学紹介」についても内容を充実させた。</p> <p>諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供については、国際連携連絡会議のアクションプランに基づき、教職協働のもと、諸外国の質保証動向の収集、発信を積極的に行った。質保証概要等について、韓国第2版、タイ更新版を作成・刊行した。広報用フライヤー（チラシ）を作成して幅広く広報した結果、平成30年度末のメールマガジン登録数が1,266人（前年度1,076人）、国際連携ウェブサイトの月平均アクセス数が計29,587件（前年度26,221件）といずれも過去最高値を更新した。</p> <p>「大学質保証フォーラム」を開催し、参加者対象のアンケート結果で高い評価を得た。</p> <p>外国学修履歴の国際的な認証促進のための教育情報整理に向けた調査については、NIC調査研究ワーキンググループを設置（平成31年3月末までに計7回開催）し、日本の教育制度情報の調査や高等教育機関一覧の情報整備を行った。また、これらの所期の業務に加え、将来のNICに資する調査研究として、日本の教育制度・機関等の情報を一元的に国内外に発信するためのウェブサイトの公表の準備を進めたほか、「日本における外国资格評価の需要等に関する調査」で外国资格評価（FCE）をパネルディスカッション的に実施し、「外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査」では、全大学・短大、専門学校（一部）にアンケート調査を行った。また日本への留学生が増加傾向にある「ネパール、スリランカの教育・質保証制度に関する調査」等積極的に調査を実施した。</p> <p><その他事項> (有識者からの意見) 大学ポートレートについて、社会での認知度や活用の広がりに向けた更なる広報活動と効率的な運営が期待される。</p>
---	---	---	---	---

<p>機構が行う評価の改善・向上に活用するため、諸外国の質保証の動向等についてウェブサイト等により情報提供を行うなど、大学等の教育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。この際、国際連携ウェブサイトの年間アクセス数を16万件以上を目指す。</p> <p>また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。</p> <p>これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共</p>	<p>報を収集・整理し、提供する。</p> <p>イ 国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。</p> <p>ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>エ データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表</p>	<p>研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。</p> <p>イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。</p> <p>ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団</p>	<p>見</p> <p>大学ポートレートについて、新規訪問者数が増加傾向にある一方で、アクセス数全体は減少傾向にあるので、その要因分析とともに、アクセス数の拡大、利便性の更なる向上のために、見直し改善を行ったか。【平成28年度評価】</p>	<p>人を超える参加を得て開催した。アンケート結果では、90.3%^(*)の参加者から、「とても良かった」または「良かった」の回答を得た。^(*)満足度は5段階で調査。回答実数93件</p> <p>《日本の質保証及び機構の評価に関する海外発信》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議等における発信：5件 ・海外からの来訪者への情報提供：8件 ・機構事業ニュースの英訳記事：23件 ・海外機関誌等を通じた発信：5件 <p>《学習履歴の国際的な認証促進のための、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理》</p> <p>平成30年4月、平成29年度に引き続き教職協働による機構内ワーキンググループを設置（平成31年3月末までに計6回開催）し、日本の教育情報の発信手法の検討や高等教育機関一覧の情報整備、各種調査の実施手法等について検討を行った。高等教育機関一覧については、専修学校専門課程を含む日本の全高等教育機関約4,000校の機関名リスト（日本語・英語）の作成のため、文部科学省から大学、短期大学、高等専門学校に関する情報を取得した。また、平成29年度に実施した専修学校専門課程に関する調査（対象校2,903校）に未回答の機関を対象に追加調査を実施し、全体の約90%（2,601校）からの回答を得た。平成30年度においても情報更新のため前年度と同様に調査を実施した。</p> <p>また、学習履歴の国際的な認証促進のため、年度計画に加え、日本の教育制度及び日本の高等教育機関リスト等の情報を国内外に発信するツールとしてウェブサイトの公表の準備を進め、「日本における外国資格評価の需要等に関する</p>	<p>大学ポートレートについては、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、情報提供の充実を図った。大学ポートレート国際発信版ウェブサイト公表に先立ち、参加大学に対して調査票入力作業を依頼し、平成30年10月16日に同ウェブサイトの公表を開始した。</p> <p>大学ポートレートへの参加大学・短期大学数は180校（平成29年度178校）と増加している。また、大学ポートレートへのアクセス数、新規訪問者数はいずれも増加傾向にある。</p> <p>《大学ポートレートの利用促進及び利便性向上の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者への広報チラシの配布や文部科学省マーリングリストによる周知、機構twitterによる寄稿等を行った。 ・大学ポートレート国内版ウェブサイトの検索機能の操作性改善やデザイン革新を含む平成31年4月の大学ポートレートのリニューアルに向け、3月にシステム開発を完了した。 <p>《大学情報の利活用について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証評価機関連絡協議会と連携して認証評価へ利用するための統一様式により大学ポートレートデータを各大学に提供する準備を進めた。 ・大学ポートレートにおける大学情報の活用に関する今後の展望及び平成29年度に大学に提供した「大学における情報活用ガイドブック」について、各種会合で説明・周知を行うとともに、事務負担軽減について大学担当者と意見交換を実施した。 ・平成31年度に提供を予定している大学情報の分析環境の構築に向け、B Iツールやデータ共有のノウハウを有する業者と協同し、サイト及びコンテンツ作成の準備を進めた。
---	---	---	--	--	--

<p>有が図られるよう に努める。当該目標 を達成するため、毎 年度、大学ポートレ ートへの大学の参 加状況や利用者の 利用状況等の把握・ 分析等を行い、その 改善に取り組むも のとする。</p> <p>の仕組みとしての 大学ポートレート を、日本私立学校振 興・共済事業団と連 携して、運用する。 その際、毎年度、大 学ポートレートへ の参加大学数や大 学による情報公表 の状況、大学ポート レートウェブサイ トへのアクセス状 況及び利用者の意 見の把握・分析等を 通じてその効果を 検証するとともに、 その結果を踏まえ て改善に取り組む ものとする。</p>	<p>と連携して運用す る。その際、参加大 学数やウェブサイ トへのアクセス状 況等の把握に努め る。また、国際發 信、教育改善のため の情報の活用等に 向けて、必要な取組 を進める。</p>	<p>る調査（外部委託調査）」、「外国での 学習歴を有する者（外国人留学生等）へ の入学資格審査に関する調査」、日本へ の留学生が増加傾向にある「ネパール、 スリランカの教育・質保証制度に関する 調査（外部委託調査）」等の調査を積極 的に実施した。</p> <p>3. 学位授与の状況や学習機会等の情報の 収集、整理、提供 《学位授与状況等調査》 　大学院を置く各国公私立大学（全635 大学）へ調査票を送付し、調査対象であ る全大学から回答を得て、各大学からの 回答を集計し、調査結果を文部科学省へ 提出した。</p> <p>《学習機会等に関する情報の収集・整理及 び提供》 　「大学改革支援・学位授与機構認定短 期大学・高等専門学校専攻科一覧（平成 30年度版）」及び「2019年度科目等履修 生制度の開設大学一覧」を作成、公開し た。</p> <p>　なお、「2019年度科目等履修生制度の 開設大学一覧」については平成31年2月 に作成し、公開するとともに、機構の学 位授与事業に関して掲載している、「特 別なプログラム等の開設大学紹介」の中 に、新たに、「高等専門学校を卒業後に、 専門に関係する学修を継続したい方に 向けて、通信教育課程を開設する大学の 紹介」を追記した。</p> <p>4. 大学ポートレート 《大学ポートレートによる教育情報の公 表》 　日本私立学校振興・共済事業団と連携 して大学ポートレートを運用し、情報提 供の充実を図った。 　大学ポートレート国際発信版ウェブ</p>	<p>以上のことから年度計画における所期 の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。</p>
---	--	---	---

サイト公開に先立ち、参加大学に対して調査票入力作業を依頼した。平成30年10月16日に同ウェブサイトの公表を開始した。

《参加大学数及びアクセス件数》

平成31年3月末日の参加大学数は、国立大学86校、公立大学78校、公立短期大学13校、株式会社立大学3校で参加割合は91.4%であった。私立大学は586校、私立短期大学は295校が参加しており、国公私立全体の参加割合は96.0%である。また、平成30年度に公表を開始した大学ポートレート（国際発信版）の参加校数は、国立大学81校、公立大学41校、公立短期大学2校、株式会社立大学3校で参加割合は64.5%であった。

なお、平成30年4月1日から平成31年3月末日までのアクセス件数は856,136件、新規訪問者数は351,760件である。なお、国公私立全体でのアクセス件数は4,514,585件であった。

《利用促進及び利便性向上のための取組》

大学ポートレートの利用を促進するため、学校関係者への広報チラシの配布を行った。また、文部科学省マーリングリストによる周知や機構twitterへの寄稿・投稿などにより、進学希望者等を視野に入れた広報を実施した。

大学ポートレート（国際発信版）の利用を促進するため、大学関係者へのチラシ配布や各国大使館へのメールによる周知等を実施した。

《閲覧者の利便性向上のための取組》

大学ポートレート国内版ウェブサイトの検索機能の操作性改善やデザイン一新を含む平成31年4月の大学ポートレートのリニューアルに向け、3月にシステム開発を完了した。

《大学情報の利活用》

認証評価連絡協議会と連携し、認証評価へ利用するための統一様式により大

			<p>学ポートレートデータを各大学に提供する準備を進めた。</p> <p>大学ポートレートにおける大学情報の活用に関する今後の展望及び平成29年度に大学に提供した「大学における情報活用ガイドブック」について、各種会合で説明・周知を行うとともに、事務負担軽減について大学担当者と意見交換を実施した。</p> <p>平成31年度に提供を予定している大学情報の分析環境の構築向け、B I ツールやデータ共有のノウハウを有する業者と協同し、サイト及びコンテンツ作成の準備を進めた。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
II-6-(1)-②	質保証人材育成			
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第7号及び第8号
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
「自己評価担当者等に対する研修会」参加者数	大学	367人	182人	133人	132人	306人	予算額（千円）	—	458,762	443,401	495,595	594,583
	高等専門学校	29人	30人	34人	49人	125人	決算額（千円）	—	525,003	349,116	439,309	683,732
	法科大学院	5人	54人	62人	74人	39人	経常費用（千円）	415,468	483,222	441,961	509,416	543,915
「大学教育の質保証研修」参加者数		127人	—	—	—	—	経常収益（千円）	415,468	483,222	438,335	511,989	645,577
「EA（自己評価力）に関するワークショップ」参加者数		27人	31人	27人	—	—	うち運営費交付金収益（千円）	254,948	293,026	259,289	330,751	463,941
大学連携ワークショップ参加者数 (平成29年度より「人材育成セミナー」として開催)		—	—	71人	75人	57人	うち補助金等収益（千円）	28,592	17,138	0	0	0
						うちその他収入（千円）	131,928	173,057	179,047	181,238	181,636	
						従事人員数（人）	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)	30.6(2)	30.7(1)	

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-6-(1)-①大学等に関する情報の収集、整理及び提供」及び「II-6-(2)国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組」と切り分けることは不可能なため、II-6(質保証連携)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で区分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数0書きで表記)
なお、評価項目II-7(調査研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 研修参加者数 <その他の指標> 研修終了後のアンケート調査結果等	<主要な業務実績> 1. 大学等の評価関係者等に対する研修等 大学等の自己評価担当者等に対する研修を実施し、大学については306人、高等専門学校については125人、法科大学院については39人が参加した。 研修終了後に行ったアンケート調査の結果（回答率：大学75%、高等専門学校23%、法科大学院67%、各設問に対する評価の視点>	<評定と根拠> 評定：B 大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの自己評価担当者向けの研修を実施するとともに、研修後のアンケートにおいては、概ね肯定的な回答が得られた。 評価事業部、大学ポートレートセンター及び研究開発部が連携し、大学等の質保証関係者等に対する能力向上のための研修	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。
6 質保証連携 (1) 大学等と連携した高等教育の質	6 質保証連携 (1) 大学等と連携した高等教育の質	6 質保証連携 (1) 大学等と連携した高等教育の質	研修の実施状況			<今後の課題・指摘事項> —

保証に係る取組 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。	保証に係る取組 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティチューションナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。	保証に係る取組 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティチューションナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。 ③ 複数の国立大学法人と教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトを実施し、国立大学法人の大学経営力強化に向けた取組を行う。	<p>る4段階評定の平均値)は次のとおりであり、概ね肯定的な回答が得られた。</p> <p>※【】は大学、〔〕は高等専門学校、〔〕は法科大学院の数値</p> <p>「自己評価書作成の理解度」： 【3.36】 [3.38] [3.42]</p> <p>「説明の分かりやすさ」： 【2.94】 [2.79] [3.46]</p> <p>「資料の分かりやすさ」： 【3.15】 [3.10] [3.50]</p> <p>「研修内容の分量」： 【3.01】 [2.86] [3.46]</p> <p>「進行の適切性」： 【設問無】 [2.21] [設問無]</p> <p>「研修会の満足度」： 【3.04】 [2.90] [3.54]</p> <p>2. 質保証人材育成事業</p> <p>近年、大学等において重要性が高まっているIR（インスティチューションナル・リサーチ）をテーマに、評価事業部、大学ポートレートセンター及び研究開発部が連携し、大学等の質保証関係者等に対する能力向上のための研修プログラムとして、人材育成セミナー「IRデータ分析ワークショップ」を2回開催した。（平成30年11月12日・平成31年2月1日開催、参加者数は2回合計57人）ワークショップ終了後に実施したアンケート結果（5段階評定の平均値。①=第1回、②=第2回）では、以下のとおり全体の満足度について高い評価が得られた。</p> <p><アンケート結果（回収率：①86.2%、②82.1%）></p> <p>全体の満足度：①4.76、②4.52</p> <p>ワークショップに対する意見・要望：</p> <ul style="list-style-type: none"> 「演習中心で有意義だった」 「説明がわかりやすく、サポートスタッフの対応が丁寧だった」 「今後の業務に活用できる」 <p>プログラムとして、平成30年度人材育成セミナー「IRデータ分析ワークショップ」を平成30年11月12日（月）と平成31年2月1日（金）に開催し、国立大学の教職員を中心に57人（2回合計）が参加した。</p> <p>また、本ワークショップの試行として、平成30年9月26日に機構内職員研修を実施し、17人が参加した。</p> <p>ワークショップ及び機構職員研修の終了後に行ったアンケートにおいては、いずれも概ね肯定的な回答が得られた。</p> <p>大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的としたウェブサイト「大学質保証ポータル」について、内容を充実させるとともに、広報用チラシを作成し、機構が主催する各種会合で配布するなど、大学関係者等への周知に取り組んだ。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p><その他事項> (有識者からの意見)</p> <p>国立大学の経営力強化に向けた取り組みにおいて、他の関連する機関との連携を行い、より効率的・効果的な実施が期待される。</p>
---	--	--	--	---

			<p>「今回の演習の中級編・上級編を定期的に開催してほしい」</p> <p>「機構でレポートのテンプレートを作成し、公開してほしい」</p> <p>また、ワークショップの試行として、機構内職員研修を実施した。(平成30年9月26日開催、参加者数17人) 研修後に実施したアンケートの結果(5段階評定の平均値)では、以下のとおり研修全般について概ね肯定的な評価が得られた。</p> <p><アンケート結果(回収率94.1%)></p> <p>全体を通じた理解度：4.56</p> <p>研修の有用度：4.50</p> <p>研修全体の満足度：4.38</p> <p>研修に対する意見・要望：</p> <p>「大学におけるIR業務の具体的な事例が紹介されたのが良かった」</p> <p>「演習でサポートスタッフが多く配置されていたのが良かった」</p> <p>「研修の内容を定着させるために、同様の内容を複数回行うことができれば良い」</p> <p>さらに、大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的としたウェブサイト「大学質保証ポータル」について、「認証評価」及び「国立大学法人評価」のページを完成させ、平成30年7月に公開した。また、広報用チラシを作成し、機構が開催した会議や説明会等において配布するなど、大学関係者等への周知に取り組んだ。</p> <p>3. 国立大学法人の大学経営力強化が強く求められている中、複数の国立大学法人と教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクト(共同パイロット事業)を実施するため、平成30年5月にプロジェクト推進委員会及びプロジェクト推進チームを設置した。平成31年3月末までにプロジェクト推進委員会を5回</p>	
--	--	--	---	--

				開催し、教育・研究コストの算定及び教育研究情報と財務情報を活用した指標について検討を重ね、プロジェクト推進委員会として一定の方向性を得た。また、複数大学との共同パイロット事業を開始した。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-6-(2)	国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組				
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第7号及び第8号	
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	予算額（千円）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証評価機関連絡協議会等	4回	4回	4回	3回	3回	決算額（千円）	—	458,762	443,401	495,595	594,583
機関別認証評価制度に関する連絡会	4回	4回	4回	4回	4回	経常費用（千円）	415,468	483,222	441,961	509,416	543,915
海外の質保証機関等との交流実績	26件	28件	32件	33件	29件	経常収益（千円）	415,468	483,222	438,335	511,989	645,577
						うち運営費交付金収益（千円）	254,948	293,026	259,288	330,751	463,941
						うち補助金等収益（千円）	28,592	17,138	0	0	0
						うちその他収入（千円）	131,928	173,057	179,047	181,238	181,636
						従事人員数（人）	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)	30.6(2)	30.7(1)

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-6-(1)-①大学等に関する情報の収集、整理及び提供」及び「II-6-(1)-②質保証人材育成」と切り分けることは不可能なため、II-6（質保証連携）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数）書きで表記）

なお、評価項目II-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 認証評価機関連絡協議会等開催回数 機関別認証評価制度連絡会開催回数 <その他の指標> 認証評価機関連絡協議会等を通じた取組状況 国際ネットワークを	<主要な業務実績> 1. 国内の評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会において、認証評価機関連絡協議会（2回）及び同ワーキンググループ（1回）を開催するとともに、同協議会の下、平成30年4月に評価担当職員研修を実施した。さらに、大学ポートレートの認証評価への活用について具体的な検討を進め、各機関が共通で用いる共通基礎データ様式を作成した。	<評定と根拠> 評定：B 国内の評価機関との連携においては、社会認知度向上のための情報発信、大学ポートレートの活用の検討、研修の実施、調査研究の成果の提供、文部科学省との意見交換など、国内の認証評価機関との連携により、質保証向上への取組を進めた。 海外の質保証機関等との連携においては、年度当初に策定した国際連携連絡会議のアクションプランのもと、年度途中にお	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> － <その他事項>	
6 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組	6 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組	6 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組					

<p>我が国高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。</p>	<p>① 我が国の大大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。</p> <p>② 我が国高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。</p>	<p>① 我が国の大大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。</p> <p>② 國際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。</p> <p>また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。</p>	<p>通じた交流実績 日中韓質保証機関連携の取組状況</p> <p>各種調査の実施状況</p> <p><評価の視点></p> <p>質保証機関としての事業を明確化するとともに、国外の質保証機関の動向に関する広報活動や質保証の取り組みへの社会の認知度と理解度を高める取組を行ったか。 【平成27年度評価】</p>	<p>また、機関別認証評価制度に関する連絡会を4回開催した。</p> <p>なお、認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、他機関に対して機構の専門的知見の提供を行うとともに、中央教育審議会で議論されていた「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を踏まえた今後の認証評価機関の課題について、文部科学省と意見交換を行った。</p> <p>2. 国際的な質保証ネットワークへの参画及び海外の質保証機関との交流・取組</p> <p>年度当初に国際連携連絡会議で作成したアクションプランに基づき、以下の活動を教職協働で実施した。</p> <p>《ネットワーク参画・質保証機関交流実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> • CHEA・CIQG2019年次会合（米国ワシントンDC）への参加（平成31年1月） • INQAAHE隔年次総会2019（スリランカ）への参加（機構からの発表有り）（平成31年3月） • APQN年次総会2019（スリランカ）への参加（機構からの発表有り）（平成31年3月） • APQN用語集プロジェクト^(※)の実施 ^(※)アジア・太平洋地域（APQN加盟機関）を対象に、各国・機関における質保証関係用語の定義を収集し、その結果を共有することで、域内の質保証に関する用語やシステム等の理解増進を図ることを目的とし、機構が中心となり行うプロジェクト。平成31年3月のAPQN2019総会（スリランカ）で機構から成果発表を行った。 • スタッフ交流（受入・派遣） -香港学術及職業資歴評審局（HKCAAVQ） -台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT） -豪州高等教育質・基準機構（TEQSA） 	<p>いても計画の充実を図りながら、教職協働で国際的な質保証ネットワーク会議等へ積極的に参加した。</p> <p>覚書締結機関等との連携については、14機関等と29件の国際連携活動を行った。香港HKCAAVQ、台湾HEEACT、豪州TEQSAとはスタッフ交流プログラムによる受入及び派遣を実施し、台湾HEEACT、韓国KCUE-KUAIと新たな共同研究を実施した。また、機構が中心となりAPQN事業として、用語集プロジェクトを実施し、平成31年3月に開催されたAPQN2019総会にて成果発表を行った。</p> <p>日中韓の三カ国の質保証機関で実施しているキャンパス・アジアの共同モニタリングについては、平成28年より「キャンパス・アジア」の本格実施として、日中韓政府より継続8件、新規9件の日中韓大学コンソーシアムが採択され、機構を含む3カ国の質保証機関は、新たなモニタリング手法により、名称を「キャンパス・アジア」モニタリング+と改称した上で、平成30年より翌年にかけ新規9件を対象にモニタリングを実施した。なお、同モニタリングの3カ国での円滑な実施を図るために、機構は平成30年6月に中国HEECを訪問し、モニタリングに関する打合せを実施するとともに、9月に日中韓3者会合を東京で開催し、各種報告書の様式等に関する協議を行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>-</p>
---	---	---	---	---	--	----------

			<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究の実施 <ul style="list-style-type: none"> -台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT) -韓国大学教育協議会・大学評価院(KCUE-KUAI) ・覚書更新（1件） <p>なお、平成30年度は、教職協働の下、海外の覚書締結機関と、共同プロジェクト、調査、会議参加、情報交換等29件にわたる連携を行った。</p> <p>《日中韓質保証機関連携及び「キャンパス・アジア」モニタリング活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年より「キャンパス・アジア」の本格実施として、日中韓政府より継続8件、新規9件の日中韓大学コンソーシアムが採択。機構を含む3カ国の質保証機関は、新たなモニタリング手法により、名称を「キャンパス・アジア」モニタリング+と改称した上で、平成30年より翌年にかけ新規9件を対象にモニタリングを実施。 ・政策研究大学院大学「台灣若手人材育成プログラム」フェローインタビュー対応（5月） ・日中韓における学位の相互認証に関する共同研究に係る専門家会合（東京、8月） ・日中韓3者会合の開催（9月、東京） 	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
II-7-(1)-①	大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究			
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第5号
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143

2. 主要な経年データ							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業資料）	5件 (「報告書等」と重複記載)	6件 (研修会資料)	1編 (研修会資料) 7件 (説明会・研修会講演担当)	9件 (説明会講演担当)	6件 (説明会講演担当)		予算額（千円）	—	335,041	344,683	399,870
	事業協働研究会開催（調査研究・事業協働）	13回	6回 (研修会)	10回 (研究会)	2回 (研修会)	9回 (研修会)		決算額（千円）	—	289,285	313,321	328,731
	調査結果とりまとめ（調査研究・事業協働）	6編 (「調査結果の公表」、「報告書等」と重複記載)	5編 (「報告書等」と重複記載)	5編 (「報告書等」と重複記載)	1編 (「報告書等」と重複記載)	1編 (「報告書等」と重複記載)		経常費用（千円）	299,232	270,851	308,566	323,298
社会への成果の提供	調査結果の公表（認証評価の検証）	5編 (下記「報告書等」と重複記載)	5編 (「報告書等」と重複記載)	3編 (「報告書等」と一部重複記載)	2編 (「報告書等」と重複記載)	3編 (「報告書等」と重複記載)		経常収益（千円）	299,232	270,851	308,575	331,319
学術論文・学会発表等	学術論文等	3編	5編	5編	4編	3編		うち運営費交付金収益（千円）	294,986	264,829	303,874	324,681
	学会発表等	9件	10件	3件	16件	25件		うちその他収入（千円）	4,247	6,022	4,702	6,638
	報告書等	11編	5編	5編	3編	7編		従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)	17.3(3)

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-7-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」、「II-7-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」及び「II-7-(2)調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-7(調査研究)の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数〇書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため	<主な定量的指標> ・ 機構の事業への成果の活用（事業への成果の移転件数、事業関連説明）	<主要な業務実績> ① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 ア 大学等の教育研究の評価の在り方に	<評定と根拠> 評定：B 「ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究」において、これまで行ってきた第二期国立大学法人評価における学	評定	B	
						<評定に至った理由>	中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当である	

7 調査研究 我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、調査研究の成果を機構の事業に活用するとともに、シンポジウム及び研究会等を開催し、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組む。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。	るべき措置 7 調査研究 機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。	るべき措置 7 調査研究 7 調査研究 （1）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究	会等担当数、その他) ・社会への成果の提供（成果の種類ごとの件数・対象者数等） ・学術論文・学会発表・報告書等の件数 <その他の指標> ・調査研究の実施状況 <評価の視点> ・機構の事業への成果の活用状況 ・社会への成果の提供状況 ・調査研究の成果と実績の状況	に関する研究 事業担当部課と協働し、国立大学法人評価の現況分析の評価方針策定に資する「参考例」に係る研究を平成28年度に実施し、平成29年度には、その成果を活用し、第三期の現況分析における分野別の教育・研究水準の評価基準策定・記載事項の基礎となる学系別記載事項について、関連分野の最新の答申や提言等を基に分野別に精査した研究は、評価実施のための「実績報告書作成要領」等に反映されており、事業と調査研究が一体化したものとして評価できる。 内部質保証システムについて機構以外の評価機関との比較を含めた比較分析を進めていることは、今後の認証評価において重視されている内部質保証の導入を学術的にも実務的にも促進するものであり、我が国の質保証の課題に対応した先導的な役割として評価できる。 平成28年度に機構が実施した国立大学法人等の教育研究活動の評価に関して実施した検証は、次期の法人評価の在り方の検討に資する調査研究として認められる。 本調査研究にあたっては、調査研究の成果を学会発表等8件、報告書等4編で公表するとともに、説明会（2回）で普及を行った。 「イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究」において、第2巡目の法科大学院認証評価の実施及びその結果に関する報告、並びに平成29年度に終了した第2巡目の高等専門学校機関別認証評価の実施及びその結果に関する報告について、オーバービューを作成して公表し、評価方法の適切性と評価の効果の検証を行い2編の報告書としてとりまとめ、評価の改善に反映させるための資料としたことや、「学習成果」、「内部質保証」、「学生支援」等の評価結果の中の重要なテーマについて分析を行っていることは、今後の評価基準の策定にも資する重要な取組として評価される。また、高等教育質保証機関の国際的ネットワークで	系別「参考例」を基に、第三期の国立大学法人評価の現況分析における分野別の教育・研究水準の評価基準策定・記載事項の基礎となる学系別記載事項について、関連分野の最新の答申や提言等を基に分野別に精査した研究は、評価実施のための「実績報告書作成要領」等に反映されており、事業と調査研究が一体化したものとして評価できる。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -	

<p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 次の調査研究を行う。</p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 我が国の大大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果等を公表する。</p>	<p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。</p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究 我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。 イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究 機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において</p>	<p>次の調査研究を行う。</p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究 我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。 イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究 機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において</p>	<p>の一部は、INQAAHE Funding Scheme の最終報告書に反映させた。 第二期国立大学法人評価についての教育研究活動の定量的分析として、科学技術振興機構（JST）との共同研究の下で日本語論文についてのピアレビュー支援情報の検討や、現況分析の水準判定結果についての分野間の傾向の違いについての分析を行ってきた。これを受け、平成29年度に評価事業部と連携して行った事後アンケート調査のデータや、評価結果等をもとに、第3期の設計に資する基礎的な分析を進め、分析結果は学会発表として公表を行うとともに、機構内研究会においても発表し、議論を行った。</p> <p>イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究 機構で実施した大学機関別認証評価、高等専門学校認証評価、及び法科大学院認証評価、並びに選択評価について、毎年、評価事業部と研究開発部が協働して、対象校及び評価担当者に対してアンケート調査を実施し、評価の有効性を確認するための検証を行ってきた。これを踏まえ、第3巡目の認証評価の検証アンケートの設計として、1、2巡目に実施された認証評価に関する評価者と対象機関に対するアンケート調査に基づいて評価項目の精選と新規追加項目について検討を行った。また、平成28年3月の細目省令改正に対応した認証評価に関する自己点検・評価のための資料作成及び検討を実施し、9月30日までに報告書を作成、提出した。</p> <p>第3巡目の認証評価の検証アンケートの設計を12月までに検討を終了させて、高等専門学校機関別認証評価の評価者に対する検証アンケートを実施するとともに、大学及び法科大学院について</p>	<p>あるINQAAHEからFunding Schemeを採択され、他国と国際共同研究を行った結果を、査読付き国際雑誌へ投稿して掲載されたことは、学問的にも評価の普及という社会的な観点からも、先端的な取組といえる。 本調査研究の成果は学術論文等3編、学会発表等17件、報告書等3編で公表するとともに、説明会（4回）、研修会（9回）で普及を行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>
---	---	---	---	--

	て有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。	て有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。	<p>も、前年度と同様の評価者へのアンケートを実施した。また、平成 29 年度に終了した第 2 巡目の高等専門学校機関別認証評価の実施及びその結果に関する報告について、オーバービューを作成して公表した。</p> <p>第 2 巡目の認証評価の実施方法・結果の検証として、平成 28 年度までの第 2 巡目の評価結果報告書について、質保証の重要テーマである「単位制度の実質化」、「学習成果」、「成績評価の厳格化」に関する観点を対象に内容分析と成果発表を行ってきたことを踏まえ、国際的な比較の観点を含めた分析を行い、台湾高等教育評鑑中心基金会 (HEEACT) と共同で採択された INQAAHE Funding Scheme の報告書にまとめて INQAAHE に提出するとともに会議で発表を行った。共同研究の成果の一部は学術論文として公表した。</p> <p>また、近年着目されているテーマとして、学修支援の評価方法に関する基礎的な研究に着手し、文献等の調査及び米国大学等への調査を実施した。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-7-(1)-②	学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究				
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第5号	
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業資料）	1件	1件 (学位審査システムの設計)	1件 (「事業関連説明会等」と一部重複)	1件 (「事業関連説明会等」と一部重複)	1件 (「事業関連説明会等」と一部重複)
	学位授与申請資格判定（外国学校修了者）	3件	4件	4件	6件	1件
	事業関連説明会等（資料作成・説明担当）	11件 (「事業への成果の移転」、「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)	20件 (「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)	8件 (「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)	8件 (「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)	5件 (「事業説明会開催」と重複記載)
	事業説明会開催（学位審査担当委員）	3回	2回 (発表7件)	3回	1回	1回
	事業説明会開催（申請者・機関）	2回 (350名)	4回 (発表7件)	2回	1回	1回
社会への成果の提供	調査研究の公表・活用（学位関係）	1件	6件 (研究会)	2件 (研究会)	3件 (研究会) 1件 (WEB公表)	1件 (研究会) 1件 (WEB公表)
学術論文・学会発表等	学術論文等	4編	3編 (報告書2編を含む)	8編 (報告書4編を含む)	2編	1編 (報告書1編を含む)
	学会発表等	2件	2件	4件	1件	3件

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-7-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-7-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」及び「II-7-(2)調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-7(調査研究)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数〇書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	<主な定量的指標> ・ 機構の事業への成果の活用(事業への成果の移転件数、事業関連説明会等担当数、その他) ・ 社会への成果の提供(成果の種類ごとの件数・対象者数等) ・ 学術論文・学会発表等の件数 <その他の指標> ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究 イ 学位の要件となる学習の体系性に関する研究 ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況	<主要な業務実績> ② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究 我が国の学位が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保するために必要な制度的条件を明らかにすること、及び学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位・単位制度に関する理論的基底を把握することを目的として、機構の学位授与制度と我が国の高等教育政策に資する以下の調査研究を行った。 調査研究の実施状況 <評価の視点> ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究 イ 学位の要件となる学習の体系性に関する研究 ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況	<評定と根拠> 評定:B 「ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究」で実施した《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》においては、ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(通称:東京規約)」の日本締結及び発効を踏まえてユネスコ地域規約と学位・高等教育資格の承認に関する基礎的研究を行い、第1回東京規約締約国委員会において、機構が日本の高等教育に係る情報の収集・調査を実施し、今後設立予定の国内情報センター(NIC)に引き継ぐ準備が整えられていることを発表した。また、日本の大学、短期大学及び専門学校を対象に「外国での学習歴を有する者(外国人留学生等)への入学資格審査に関する調査」を国際課と協働して実施し、外国での学習歴を有する者(外国人留学生)への入学資格審査の実施状況と、判断の難しい個別案件に対する第三者機関による助言サービスのニーズ等を把握して結果の概要をまとめた。《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》では、外国での学習履歴を持つ学習者からの照会1件(中国1件)に対して調査を行った。 本調査研究にあたっては、研究講演会を1回開催し、国際会議1件で発表した。 「イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究」において実施した《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》では、平成27年度に開始した特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査(新たな審査方式)に関して、平成29年度申請者の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -

	<p>学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。</p>	<p>学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。</p>	<p>者機関による助言サービスのニーズ等を把握して結果の概要をまとめた。 さらに、ドイツの高等教育の現状に関する研究講演会を開催するとともに、諸外国の大学における継続教育・成人教育に関する調査の一環としてドイツ・ベルリン州を訪問し、州政府と大学関係者の聞き取り調査と情報収集及び意見交換を行った。</p> <p>《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》 外国での学習履歴を持つ学習者からの照会1件（中国1件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。またモンゴルでの学習履歴について、同じく調査を開始した。（③ウにも記載）</p> <p>イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究 学士の学位取得を目指す自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学修の成果を単位として認めるための調査研究を実施した。また、我が国の大学の授与する学位の状況、及び学位に付記する名称を調査して、機構の授与する学位、及び学位の国際通用性を検討するための情報収集とその分析を行った。さらに、機構の学位を取得した者に対して、学位取得直後の調査を継続的に実施し、学位授与事業の検証を行って事業の改善に反映させるための調査研究を行った。</p> <p>《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》 平成27年度に開始した特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式）に関して、平</p>	<p>結果を分析し、平成30年度専門委員会・部会における審議の資料とした。また、特例適用専攻科における教育活動の一層の充実を支援するため、申請者の「学修総まとめ科目履修計画書」に対する専門委員からのすべてのコメントを各申請者に伝え、さらに、毎年度の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」で専門委員がコメントを付した指導教員の教育指導、各専攻科の指導体制等に係る指摘内容を、3～5年ごとの「特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）」で教員審査を行う際に参照情報として活用する方策について検討を行い、次年度の実施に向けて必要な基盤を整えた。</p> <p>《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》では、単位積み上げ型による学士の学位取得者を対象に、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方についての学位取得直後のアンケート調査と、学位審査会専門委員会の退任委員への自由記述によるアンケートを実施し、その結果を分析して学位授与事業の改善に活かした。学位授与事業の検証に係るこれらの調査に加えて、修士課程の多様化と学位審査に関する実態調査を継続し、平成29年度に全国の大学の教務担当職員と各専攻の専攻長等の教員を対象に実施したアンケートの回答データを分析して、修士論文を課さずに特定の課題についての研究の成果の審査に基づき修士の学位を授与している各専攻の教育体制、研究指導と学位審査の実情等を報告書にまとめた。</p> <p>《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》では、我が国の大手で授与する学位に付記する専攻分野の名称の調査を継続して機構ウェブサイト上で平成29年度のデータを公表し、また、付記名称とディプロマ・ポリシーの整合性を検証するアンケート及び機械学習に基づく調査を実施して国内外の学会等で発表した。</p>
--	---	---	--	---

			<p>成 29 年度申請者の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」結果を分析し、平成 30 年度専門委員会・部会における審議の資料とともに、課題の整理と改善に向けての検討を行った。「新たな審査方式」により、特例適用専攻科の教育活動の一層の充実を支援する、という当初の目的に鑑み、平成 30 年度から、申請者が「学修総まとめ科目」の学修・探究に基づく論文及び「成果の要旨」をまとめる際に参考になるように、「学修総まとめ科目履修計画書」に対する専門委員からのすべてのコメントを各申請者に特例適用専攻科を介して伝えることにした（申請件数 1,828 件のうち、16 件に再提出を求め、695 件にコメントを伝えた）。また、毎年度の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」で専門委員がコメントを付した指導教員の教育指導、各専攻科の指導体制等に係る指摘内容を、3～5 年ごとの「特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）」で教員審査を行う際に参考情報として活用する方策について検討を行い、次年度の実施に向けて必要な基盤を整えた。</p> <p>《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》</p> <p>平成 29 年度 10 月期及び平成 30 年度 4 月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者（29 年度 10 月期 2,209 名、30 年度 4 月期 288 名）を対象に、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方について学位取得直後のアンケート調査を実施し、その結果を分析して学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した。また、特例申請による学位取得者（29 年度 10 月期 1,618 名、30 年度 4 月期 19 名）の学位取得直後アンケートの結果を分析して、学位取</p>	<p>本調査研究の成果は事業関連説明会等（2回）を通じて関係者に説明するとともに、学会発表 2 件、報告書等 2 件で公表した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
--	--	--	--	---	--

得者は新たな審査方式についておおむね満足しているという結果を得た。さらに、学位審査会専門委員会の平成 29 年度退任委員（72 名）への自由記述によるアンケートを実施し、回答の内容を検討して学位授与事業の改善に活かした。

また、機構が認定した教育施設（省庁大学校）の修了者への修士の学位授与に関して、修士論文を課さずに特定の課題についての研究（以下、課題研究）の成果の審査に基づく修士の学位授与の要望を踏まえて、平成 29 年度に着手した修士課程の多様化と学位審査に関する実態調査を継続し、結果の分析を行った。課題研究を実施している大学の教務担当職員及び各専攻の専攻長等の教員を対象に実施したアンケートの回答データをもとに分析を行い、課題研究の成果の審査に基づき修士の学位を授与している各専攻の教育体制、研究指導と学位審査の実情等と傾向を詳細に把握した。これらの分析結果については、平成 29 年度に実施した課題研究に関する他の調査（7 大学の 9 大学院研究科・専攻への訪問調査と規定の実際の運用状況についてのアンケート調査）の結果と合わせて報告書にまとめた。

《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》

平成 29 年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を実施した結果の分析を進め、学位に付記する専攻分野の名称は、学士 729 種、修士 714 種、博士 465 種であることなどを明らかにした。また、付記名称を学科系統別（「学科系統分類表」における中分類ごと）に分類するための集計作業を遂行し、機構ウェブサイト上で 29 年度のデ

			ータを公表した。また、付記名称の情報と各大学のディプロマ・ポリシーの情報の整合性を検証するため、人間及びコンピュータによるマッチング能に関する調査に着手し、分析の結果をまとめて国内外の学会等で発表した。（③イにも記載）	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-7-(1)-(3)	高等教育の質保証の確立に資する調査研究				
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第5号	
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（ソフトウェアツール）	1件	1件 (開発環境)	2件	1件	1件	予算額（千円）	—	335,041	344,683	399,870
	事業への成果の移転（研修教材）	6編 (「事業関連説明会等」と重複記載)	7編 (「事業協働研究会開催」と重複記載)	6編 (「事業協働研究会開催」と重複記載)	1編 (「事業関連説明会等」と重複記載)	—	決算額（千円）	—	289,285	313,321	328,731
	事業協働研究会開催（調査研究・事業協働）	7回	3回 (発表4件)	4回 (発表4件)	3回	1回	経常費用（千円）	299,232	270,851	308,566	323,298
	事業協働国際ワークショップ開催	1回	1回 (発表1件)	1回	—	—	経常収益（千円）	299,232	270,851	308,575	331,319
	事業関連説明会等（資料作成・説明担当）	13件	2回 (発表2件)	1回	4回	—	うち運営費交付金収益（千円）	294,986	264,829	303,874	324,681
社会への成果の提供	研修会開催（調査研究・事業協働）	1回 (127名参加)	—	—	2件	1件	うちその他収入（千円）	4,247	6,022	4,702	6,638
	ワークショップ開催	1回 (27名参加)	3回 (発表4件)	1回 (30名参加)	—	—	従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)	17.3(3)
学術論文・学会発表等	学術論文等	2編	3編	8編	5編	8編					
	学会発表等	7件	8件	15件	20件	17件					
	報告書等	2編	—	—	1編	1編					
研究成果の検証	成果検証研究会	1回	—	—	—	—					

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-7-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-7-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」及び「II-7-(2)調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-7(調査研究)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用(事業への成果の移転件数、事業関連説明会等担当数、その他) ・ 社会への成果の提供(成果の種類ごとの件数・対象者数等) ・ 学術論文・学会発表等の件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の実施状況 ・ <評価の視点> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況 	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究</p> <p>ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究</p> <p>大学ポートレートとその基盤情報としての大学情報のデータベースの開発及び運用支援を通じて、高等教育の質保証や大学評価等に有効な情報の活用に関する研究を行った。また、発展性のあるデータベースと情報処理システムの研究、本機構事業に対する情報技術による支援のための技術開発を行った。</p> <p>《大学ポートレートのための技術開発》</p> <p>平成30年度にシステム改修がなされた大学ポートレートシステム及び国際発信版システムの設計開発において、これまでの研究開発の知見(WebAPIの設計等)が活用された。</p> <p>《大学情報の活用のための分析ツールの開発》</p> <p>評価指標を探索するための支援システム及び大学基本情報に対するPower BI分析システムの整備を行った。大学情報のテキスト分析による情報活用ツールの研究開発として、大学ポートレートで公表されている各大学・学部のディップロマ・ポリシー等の3ポリシー間の整合性を検討するための新たなニューラルネットワークによる分析手法を提案した。高等教育機関に関する各種の公表されている情報の整理を行った。大学基本情報や財務情報を用いたデータ分析方法と分析システムの検討を行った。大学の財務情報に関して多変量解析とその</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>「ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究」において実施した《大学ポートレートのための技術開発》では、大学ポートレートでの情報提供方法など大学ポートレートの改良・開発に資する実務的な研究開発を行った。《大学情報の活用のための分析ツールの開発》では、評価指標を探索するための支援システムの開発や大学基本情報に対する分析システムの整備と改良を行った。また、大学情報のテキスト分析による情報活用ツールとしてニューラルネットワークによる分析手法を提案した。さらに、高等教育機関に関する公表情報の整理や大学の財務情報の分析における注意点を示した。機構事業に対して、評価における情報技術による支援システムの開発、大学情報に関する人材育成法を他の部署と連携して行うとともに大学情報の活用に関する教育方法の検討と提案を行った。</p> <p>本調査研究にあたって、調査研究の成果を学術論文3編、学会発表3件で公表した。</p> <p>「イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究」においては、《学習成果の評価手法の検討》、《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》、《3ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》を実施し、特に内部質保証に関する基礎的かつ実証的な調査研究を推進して、それぞれの目的に叶った成果をあげている。</p> <p>《学習成果の評価手法の検討》では、学習成果の設定に際して特定の教科分野を取りあげ、適合的な教授学習法・評価法の</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>-</p>

	<p>る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参考指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。</p> <p>ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究</p> <p>質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。</p>	<p>る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参考指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。また、大学等と連携して、質保証に係る教育研究情報及び財務情報の活用による大学のマネジメント機能向上の支援に資する調査研究を進める。</p> <p>ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究</p> <p>質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。</p>	<p>分析における問題点の検討を行い可視化における注意点を示した。</p> <p>機構事業に対する情報技術による支援方法の企画及び研究開発としては、国立大学法人評価における支援システムの開発及びこれまでに開発してきた情報提供システムの管理を年間通して実施した。</p> <p>大学情報及び情報技術に関連する人材育成法の検討と企画としては、機構内の他の部署と連携していくつかの人材育成事業に参画した。社会科学系におけるオープンデータとWeb APIの活用に関する教育方法の検討と提案を行った。</p> <p>イ 高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発</p> <p>高等教育の質保証を確立するために、大学等の内部質保証システムを、大学内部の統制・監査の観点から検討を行った。学習成果の評価手法を追究するとともに、個別教科におけるその具体的な適用について調査研究を進めた。3ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係について研究を進めた。大学のマネジメント機能の向上に向けて、URAに関する調査研究を進めた。大学改革支援に向けた大学運営のモデル化について研究を進めた。</p> <p>《学習成果の評価手法の検討》</p> <p>個別の教科分野でいかにコンピテンスに基づいた学習成果を設定し、かつそれに適した教授学習法、評価法を用いるかの検討を行った。この目的のため、機構外の研究協力者と研究会を1回開催した。</p> <p>《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》</p> <p>大学の教育研究の現場にいる一般教</p>	<p>検討を進めた。研究協力者との研究会合を1回開催し、検討作業の前進がみられた。平成27年度から継続されている『質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供』では、研究の焦点を内部質保証に不可欠なプログラム・レビューを大学の現場で実効的に実施する方策の検討を続ける一方、大学の一般教職員向けの入門書「機構の大学評価早わかり」（仮称）の作成に着手した。『3ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究』では、学位に付記する専攻分野の名称とディプロマ・ポリシーの間の整合性を検証するアンケート及び機械学習に基づく調査を実施し、結果を公表すると共にさらなる分析を継続している。『大学運営のモデル構築と情報の活用に関する調査研究』では、大学の教育研究活動の成果を可視化し、かつ財務情報を活用した大学運営のモデル化に向けて検討を進め、その成果について機構教職員と情報を共有した。</p> <p>「ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」においては、『国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討』『国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討』として、平成28年度までに遂行した東アジア中心の調査研究を基に、国際的な共同学位プログラムの質保証に資するような「チェックリスト」の開発に努め、その経過を質保証の実務者の会合等で報告した。また、Webinarを開催した。『学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討』では、平成26年度から実施しているNICの実態及びニーズに関する調査に基づき、我が国における国際的な高等教育の資格の承認に関する現状について国内外への成果の発信に努めた。『機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査』では、外国での学習履歴を持つ学</p>
--	---	--	---	---

			<p>職員が内部質保証を実効的に実施できるよう、ウェブサイト掲載用の教材の開発に着手した。また、大学における研修を1回実施した。</p> <p>《3 ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》</p> <p>学位に付記する専攻分野の名称と各大学のディプロマ・ポリシーの情報の整合性を検証するため、学位に付記する専攻分野の名称についての実態を把握するとともに、人間及びコンピュータによるマッチング能に関する調査に着手した。付記名称とディプロマ・ポリシーを独立に与えるという手法を取り、オンラインでのアンケート調査及びコンピュータによる機械学習の手法を用いたマッチング能の検証を行った。この調査研究に基づき、成果を学会発表を通じて公表した。</p> <p>《大学運営のモデル構築と情報の活用に関する調査研究》</p> <p>大学改革支援の在り方を探求する中で、大学の教育研究活動の成果を可視化し、かつ財務情報を活用して大学運営のモデル化の検討を国立大学施設支援課とともに進め、その成果を機構内の研究会や成果発表会で共有した。</p> <p>ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究</p> <p>質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みの検討を行った。</p> <p>《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》</p>	<p>習者からの照会について、機構の学位授与制度への申請資格の有無に関して調査を行い、結果を得た。</p> <p>本調査研究の成果は学術論文5編、学会発表14件、報告書等1編で公表した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
--	--	--	---	---	--

			<p>国際的な共同教育プログラムの内部質保証のために開発したチェックリストの開発に着手し、大学へのヒアリング調査、海外の質保証機関へのアンケート調査及び国際化プログラムの報告書のテキスト分析を行った。また、成果を大学に還元するために、Webinarを開催した。これらに基づく検討の成果は国際的な質保証団体の会合で数次に亘って報告した。また、東アジア域内の質保証国際会議で報告を行うとともに、各国の質保証機関にアンケート調査を実施した。</p> <p>《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》</p> <p>我が国における国際的な高等教育の資格の承認に関する現状に関する調査の結果を国際会議で発表した。また、国家資格枠組みに関する国際会議で、事例発表を行うとともに、情報収集に努めた。このほか、国外のセミナーで、我が国の高等教育システムと高等教育資格に関するレクチャーを行った。</p> <p>《機構の学位授与事業に関する諸外国の学位・単位制度調査》</p> <p>外国での学習履歴を持つ学習者からの照会1件（中国1件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。またモンゴルでの学習履歴について、同じく調査を開始した（再掲）。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-7-(2)	調査研究の成果の活用及び評価				
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第5号	
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業資料等）	13件	15件	8件	12件	8件	予算額（千円）	—	355,041	344,683	399,870
	事業関連説明会等（資料作成・説明担当）	24件	22件	21件	23件	11件	決算額（千円）	—	289,285	313,321	328,731
	事業協働研究会開催（調査研究・事業協働）	20回	9回	16回	9回	10回	経常費用（千円）	299,232	270,851	308,566	323,298
社会への成果の提供	その他	9件 6回	15件 7回	9件 1回	7件 1回	1件 1回	経常収益（千円）	299,232	270,851	308,575	331,319
	調査結果等の公表	6件	5件	7件	5件	6件	うち運営費交付金収益（千円）	294,986	264,829	303,874	324,681
学術論文・学会発表等	ワークショップ等開催	2回	3回	1回	0回	0回	うちその他収入（千円）	4,247	6,022	4,702	6,638
	学術論文等	9編	11編	17編	11編	11編	従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)	17.3(3)
	学会発表等	18件	20件	22件	37件	43件					14.3(2)
成果の検証	報告書等	13編	5編	6編	10編	9編					
	シンポジウム	2回	2回	1回	1回	1回					
	成果検証研究会	1回	0回	0回	0回	0回					

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-7-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-7-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」及び「II-7-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」と切り分けることは不可能なため、II-7(調査研究)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため	<主な定量的指標> ・ 機構の事業への成果の活用（事業への成果の移転件数、事業関連説明	<主要な業務実績> ① 機構の事業への調査研究の成果の活用 研究開発部が中心となり事業担当部課と連携して実施し、その成果を直接、	<評定と根拠> 評定：B 「① 機構の事業への調査研究の成果の活用」においては、大学評価及び学位授与の各事業、及び質保証連携に関して、研究	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当である

7 調査研究 (2) 調査研究の成果の活用及び評価 （1）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。 ① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。 ② 社会への調査研究の成果の提供 我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等	るべき措置 7 調査研究 (2) 調査研究の成果の活用及び評価 （1）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。 ① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。 ② 社会への調査研究の成果の提供 我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等	るべき措置 7 調査研究 (2) 調査研究の成果の活用及び評価 （1）で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。 ① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。 ② 社会への調査研究の成果の提供 我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等	会等担当数、その他) ・社会への成果の提供（成果の種類ごとの件数・対象者数等） ・学術論文・学会発表等の件数、成果検証研究会の開催回数等 <その他の指標> 調査研究の実施状況 <評価の視点> ① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。 ② 社会への調査研究の成果の提供 質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質	各事業に反映させた調査研究課題、及び成果を事業の改善に活用した事業の実施結果に対する実践的研究として、以下の事例が挙げられる。 【大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究】 《大学等の教育研究の評価の在り方に関する調査研究》 学系別参考例の開発に関し、第三期国立大学法人評価の現況分析における分野別の教育・研究水準の評価基準策定・記載事項のための分析として、関連分野の最新の答申や提言等を基に分野別に精査した。その結果は、国立大学法人評議委員会WGの下に設置された、11学系の学系別検討チームにおいて活用された。その資料を基に作成した「学系別記載項目のガイドライン」の素案は「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」、「評価実施要項」に反映され、第三期法人評価における評価項目を設計するための検討材料となっている。 《機構の実施する評価の有効性に関する検証》 機関別認証評価の検証については評価企画課と協力し、法科大学院認証評価及び高等専門学校期間別認証評価に関して、第2巡目のオーバービューをそれぞれ公表し、認証評価事業全体について、認証評価事業に関する自己点検・評価報告書を公表した。また、これまでの分析結果を踏まえて検証アンケート調査項目の改訂を行い、評価支援課と協力して高等専門学校認証評価の評価者に対してアンケート調査を実施した。 【学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究】 《機構の学位授与事業に関わる諸外国の	開発部が中心となって実施する調査研究を事業担当部課との協働で行うことによって、その成果を事業に反映させた事例が多く見られるとともに、事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて事業の改善に活用した実績も得られ、機構の事業への調査研究の成果の活用が図られたといえる。 「② 社会への調査研究の成果の提供」においては、平成30年度の調査研究の各課題の中で社会への情報提供が適切に行われるとともに、機構が主催するフォーラムやシンポジウムを通じて、調査研究の成果の普及が図られたといえる。さらに、研究成果刊行物編集委員会による学術誌の編集・公開が適切に行われるとともに、学術情報リポジトリを利用した成果の公表が行われたことから、平成30年度の計画は達成されたといえる。 「③ 調査研究の成果と実績の評価」においては、事業関連説明会・研修会11件、研究会2回により、機構の事業と密接に関連する調査研究の成果を公表し、基盤的研究及び実践的研究の成果を学協会等で学術論文11編、学会発表等43件、報告書等9編として公表した。さらに、調査研究とともに、「平成30年度大学質保証フォーラム国境を越える大学」を開催した。また、機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、学術誌『大学評価・学位研究』第20号に投稿された論文等のうち、掲載が決定した2編について「大学改革支援・学位授与・機構学術情報リポジトリ」による早期公開を行い、また、平成29年度に発行した第19号について、科学技術振興機構の「J-STAGE」への掲載を開始し、広く研究成果の公表・提供を行った。	ると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -

<p>教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価</p> <p>調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することにより、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。</p>	<p>保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参考情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価</p> <p>基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機関で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不斷に見直す。</p>	<p>保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参考情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価</p> <p>基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機関で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不斷に見直す。</p>		<p>学位・単位制度調査》</p> <p>外国での学習履歴を持つ学習者からの照会1件（中国1件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。</p> <p>《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》</p> <p>平成27年度に開始された特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式）について、専門委員が付した各申請者に対するコメントと特例適用専攻科に対する学修総まとめ科目の実施状況に関するコメントを分析し、分析結果から特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、当該特例適用専攻科に8月下旬に通知した。また、申請者個人の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」から把握された専攻科での指導教員による教育指導の状況を、各特例適用専攻科の「学修総まとめ科目の実施状況等に関する審査」の資料として活用するための基盤を整えた。</p> <p>《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》</p> <p>平成29年度10月期及び平成30年度4月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方についての学位取得直後のアンケート調査を実施し、また学位審査会専門委員会の平成29年度退任委員への自由記述によるアンケートを実施し、その結果を分析して学位授与事業の改善に活かした。</p>	<p>の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

			<p>【高等教育の質保証の確立に資する調査研究】</p> <p>《大学ポートレートのための技術開発》</p> <p>大学ポートレートセンター事務室と連携し、大学ポートレートのリニューアルシステム及び国際発信版システムの設計開発事業に参画した。</p> <p>《大学情報の活用のための分析ツールの開発》</p> <p>評価企画課と連携し、国立大学法人評価における支援ツールの開発（評価候補者の整理作業等）を行った。また今後の国立大学法人評価における支援システムの開発事業に参画した。さらに、日本の教育情報発信ウェブサイトの開発事業に参画した。</p> <p>《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》</p> <p>研究開発部と国際課の協働で、我が国の高等教育機関における外国での学習履歴を有する学生の受入れの実態に関する調査を行うとともに、近年我が国への留学生得送り出し数の増加しているアジア諸国の教育制度に関する調査を完了し、分析の準備を整えた。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供</p> <p>調査研究の成果のうちで、社会及び高等教育関係者への参照情報として提供了したものには、以下のような事例が挙げられる。</p> <p>【大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究】</p> <p>《大学等の教育研究の評価の在り方に関する調査研究》</p> <p>内部質保証については、第1、2巡目の評価に関連し、認証評価機関（3機関）の評価結果報告書を整理し、内部質保証</p>	
--	--	--	--	--

			<p>に関する記載の内容分析による比較結果の可視化を進めた結果の一部を、セミナー等で高等教育関係者に提供するとともに、INQAAHE Funding Scheme の最終報告書に反映させた。国立大学法人評価の検証については平成 29 年度に作成した報告書をもとに分析を加えた結果を高等教育学会、大学教育学会等で発表することで、法人評価が実際にどのように行われ、大学や評価者から適切なものと受け止められているのかについての情報を提供した。</p> <p>《機構の実施する評価の有効性に関する検証》</p> <p>認証評価の検証については、法科大学院認証評価及び高等専門学校機関別認証評価に関し、第 2 巡目のオーバービューを公表し、認証評価の有効性が分かる情報を社会に提供した。また、現在の高等教育の質保証における重要テーマの一つである学生支援、学習成果等について、学術論文等を発表し、高等教育質保証学会や大学における講演会等の依頼講演により公表することで、高等教育関係者が参照できる情報を提供した。</p> <p>【学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究】</p> <p>《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》</p> <p>ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」第 1 回東京規約締約国委員会に研究開発部教員が出席し、機構が文部科学省の依頼を受けて高等教育に係る情報の収集・調査を実施し今後日本に設立予定の国内情報センター（National Information Centre, NIC）に引き継ぐ準備を整えていることを発表した。</p>	
--	--	--	---	--

			<p>《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》</p> <p>平成 29 年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を実施した結果の分析を進め、付記名称を学科系統別（「学科系統分類表」における中分類ごと）に分類するための集計作業を行い、ウェブサイト上で 29 年度のデータを公表した。</p> <p>【高等教育の質保証の確立に資する調査研究】</p> <p>《大学ポートレートのための技術開発》</p> <p>システムの設計開発事業に参画してきた大学ポートレートの国際発信版のウェブサイトが平成 30 年 10 月から、大学ポートレートのリニューアル版が平成 31 年 4 月から一般公開された。</p> <p>《大学情報の活用のための分析ツールの開発》</p> <p>大学情報のテキスト分析による情報活用ツールの研究開発として、大学ポートレートで公表されている各大学・学部のディプロマ・ポリシー等の 3 ポリシー間の整合性を検討するための新たな分析手法を提案した。また、大学基本情報や財務情報を用いたデータ分析方法と分析システムの検討を行った。これらの成果は国内外の学会等で公表した。</p> <p>《3 ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》</p> <p>学位に付記する専攻分野の名称の情報と各大学のディプロマ・ポリシーの情報の整合性を検証するため、人間及びコンピュータによるマッチング能に関する調査を基に、これら二者の整合的情報伝達能に関する分析を行った。この結果</p>	
--	--	--	---	--

は国内学会及び国際学会で公表し、付記名称及び 3 ポリシーの検討に資することを企図した。

《国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発》

国際的な共同教育プログラムの内部質保証に関する Webinar を開催して知見の共有と意見交換の機会とした。

《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》

国内大学における外国での学習履歴と外国で修得した単位の認定業務の実態や課題に関し、分析を行って国内のセミナーでの講演、国際会議での発表及び国際機関のオンライン出版による論文を通じて公表を行った。

これらの個別課題によるものほか、以下により調査研究の成果を社会及び高等教育関係者に公表した。

《大学質保証フォーラム》

「平成 30 年度大学質保証フォーラム 国境を越える大学」（シンポジウム）を、国内外からパネリストを招いて平成 30 年 8 月 6 日に開催し、日本の大学にとっての海外キャンパスの可能性、ならびに海外キャンパスやその他の国際教育での質保証の在り方について議論を行った。8 月 7 日には、質保証フォーラムのテーマをより深めるため公開研究会を開催し、小人数で活発な議論を行った。これらの成果はウェブサイト等を通じて公表し、普及を図った。

《学術誌の編集・公開》

機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、学術誌『大学評価・学位研究』第 20 号に投稿された論文等のうち、掲載が

			<p>決定した2編について「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」による早期公開を行い、また、平成29年度に発行した第19号について、科学技術振興機構の「J-STAGE」への掲載を開始し、広く研究成果の公表・提供を行った。</p> <p>研究開発部各教員の研究業績等を、科学技術振興機構の「researchmap」サービス等を利用して社会に公表した。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価 関連学協会等の論文誌等に査読を受けて公表した学術論文等、関連学協会等の学会発表等、機構が発行した報告書等、及び研究会開催の状況、並びに事業関連説明会・研修等については、(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究の各項に具体的に記載している。それらの概要は以下のとおりである。</p> <p>【大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究】 (学術論文等) 3編 (学会発表等) 25件 (うち国際会議等9件) (報告書等) 7編</p> <p>【学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究】 (学会発表等) 3件 (うち国際会議等3件) (報告書等) 2編 (研究会) 1回</p> <p>【高等教育の質保証の確立に資する調査研究】 (学術論文等) 8編 (学会発表等) 17件 (うち国際会議等4件) (報告書等) 1編</p>	
--	--	--	--	--

				(研究会) 1回		
--	--	--	--	----------	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
III IV V VI	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産の処分等に関する計画 剰余金の使途					
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー		令和元年度行政事業レビュー番号 0143	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累計値等、必要な情報
給与・報酬等支給総額（千円）	772,027	863,036	865,109	1,173,619	991,549	958,208	
給与水準の対国家公務員指数（年齢勘案）	97.2	96.0	99.8	99.7	99.3	99.1	
短期借入金（千円）	0	0	0	0	0	0	
小平第二住宅年間平均入居率	89.3%	90.1%	89.1%	95.8%	62.7%	58.9%	

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るために、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・ 給与水準についても、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準についても、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準についても、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。	<主な定量的指標> 収入・支出の状況 収支計画の状況 資金計画の状況 給与・報酬等支給総額 給与水準の対国家公務員指数 短期借入金 小平第二住宅年間平均入居率 <その他の指標> 予算と決算の差額の理由 給与水準の適正化への取組状況 利益剰余金の要因 目的積立金の使途	<主要な業務実績> ※収入、支出、収支計画及び資金計画の状況は下欄のとおり。 1. 予算の適正かつ効率的な執行 《セグメント区分の設定》 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント区分を設定しセグメント情報を毎年開示している。 また、文部科学大臣に財務諸表等を提出するとともに、ウェブサイト（9月掲載）や官報掲載（11月掲載）により、内容を公表した。 《監査の実施》 内部監査、監事監査により、予算執行、会計処理、契約等の適正性を確認した。 また、平成28年度より引き続き監査契	<評定と根拠> 評定：B セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。 内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。 固定的経費の削減の取組により、約△12,000千円の削減を実現した。 総人件費については、給与の改定及び退職手当減額支給措置等、国家公務員に準じた削減の取組を行っている。 また、役職員の報酬・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、その検証結果や取組状況について公表した。 平成30年4月～平成31年3月31日の	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> — <その他事項> —

<p>分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減</p> <p>効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。</p> <p>また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表する。</p> <p>3 資産の有効活用</p>	<p>では、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表する。</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 82億円</p> <p>2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p> <p>V 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>	<p>では、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表する。</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 82億円</p> <p>2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p> <p>V 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>	<p><評価の視点></p>	<p>「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）</p> <p>小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>	<p>約を締結し、会計監査人による法定監査により、財務の状況に関する監査を充実させ、より適正な会計処理を実施している。</p> <p>2. 固定的経費の削減</p> <p>業務の質の向上を図りつつ、業務の効率化や経費の節減を目的として、以下のような取組等を通じて、効率的な運営を行うことにより、固定的経費の削減を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合機賃貸借及び保守業務について、契約台数の見直しや契約期間の見直しを行ったことによる削減（△11,827千円） <p>3. 人件費の効率化</p> <p>常勤役職員に係る人件費については、政府の方針を踏まえ、業務の特殊性及び業務量に応じた職員を適正に配置し、効率化を図った。なお、評価手数料収入により、機関別認証評価事業を実施するための人件費を賄った。</p> <p>平成30年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律及び関連人事院規則が改正されたことに伴い、役職員の給与規則等を国に準じて改正を行った。</p> <p>平成29年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況について、平成30年6月に公表した。</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金を必要とする事態は生じなかった。</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>平成30年4月～平成31年3月31日の小平第二住宅の入居率は58.9%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。</p>	<p>小平第二住宅の入居率は58.9%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
--	--	--	----------------------	---	--	---	--

	小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。	6. 剰余金の使途 平成 29 年度決算において発生した利益を積立金として整理した。	
--	--	--	--	---	--

収入				支出				収支計画				資金計画			
○平成 30 年度収入状況 (単位 : 千円)				○平成 30 年度支出状況 (単位 : 千円)				○平成 30 年度収支計画 (単位 : 千円)				○平成 30 年度資金計画 (単位 : 千円)			
収入	予算額	決算額	差引 増減額	支出	予算額	決算額	差引 増減額	区分	予算額	決算額	差引 増減額	区分	予算額	決算額	差引 増減額
運営費交付金	1,652,942	1,652,942	0	業務等経費	1,352,999	1,406,493	53,494	費用の部	12,656,053	11,271,279	△1,384,774	資金支出	136,262,280	139,184,934	2,922,654
大学等認証評 価手数料	98,463	107,989	9,526	うち、人件費 (退職手当を除 く)	792,653	787,854	△4,799	経常費用	12,656,053	11,271,279	△1,384,774	業務活動による支出	66,305,886	57,279,835	△9,026,051
学位授与審査 手数料	119,829	130,753	10,924	うち、物件費	560,346	618,030	57,684	業務等経費	1,352,999	1,132,117	△ 220,882	投資活動による支出	0	11,940,359	11,940,359
大学ホートレート 運営負担金收 入	0	80,128	80,128	うち、退職手当	0	609	609	大学等評価経費	98,463	161,158	62,695	財務活動による支出	69,956,394	69,964,740	8,346
寄附金等収入	0	2,391	2,391	大学等評価経費	98,463	172,374	73,911	大学等評価経費	119,176	130,753	11,577	次年度への繰越金	0	8,254,538	8,254,538
長期借入金等	54,900,000	47,184,717	△7,715,283	学位授与審査経費	119,829	130,753	10,924	大学ホートレート運営 負担金支出	0	80,128	80,128	資金収入	139,472,657	132,889,766	△6,582,891
長期貸付金等 回収金	69,259,955	69,259,955	0	寄附金支出	0	1,641	1,641	寄附金経費	0	1,591	1,591	業務活動による収入	79,286,355	78,608,746	△ 677,609
長期貸付金等 受取利息	6,205,363	5,193,939	△1,011,424	一般管理費	310,523	466,901	156,378	施設費交付事業費	4,000,000	3,750,000	△ 250,000	運営費交付金による 収入	1,652,942	1,652,942	0
財産処分収入	1,810,000	1,810,000	0	うち、人件費 (退職手当を除 く)	154,806	272,713	117,907	支払利息	6,054,593	4,869,569	△1,185,024	承継債務負担金債権 の回収による収入	33,037,544	33,037,544	0
財産賃貸収入	98,676	96,983	△1,693	うち、物件費	155,717	183,106	27,389	処分用資産売却原価	540,201	523,783	△ 16,418	承継債務負担金債権 に係る利息の受取額	2,391,413	2,391,413	0
財産処分収入 納付金	30,267	255,040	224,773	うち、退職手当	0	11,082	11,082	財務費用	137,555	142,221	4,666	施設費貸付金の回収 による収入	36,222,411	36,222,411	0
有価証券利息	0	0	0	施設費貸付事業費	54,203,561	46,488,278	△7,715,283	臨時損失	13,698	13,698	0	施設費貸付金に係る 利息の受取額	3,813,951	2,802,526	△1,011,425
その他	10,860	9,623	△1,237	施設費交付事業費	4,000,000	3,750,000	△250,000	固定資産除却損	0	269	269	処分用資産の売却に による収入	1,810,000	1,810,000	0
計	134,186,355	125,784,459	△8,401,896	長期借入金等償還	69,956,394	69,956,394	0	収益の部	10,025,727	9,410,521	△ 615,206	施設費貸付金の納付 による収入	98,676	96,983	△ 1,693
				長期借入金等支払 利息	6,136,566	5,014,099	△1,122,467	大学等認証評価手数 料	10,025,727	9,410,521	△ 615,206	利息及び配当金の受 取額	280	332	52
				公租公課等	28,845	31,051	2,206	学位授与審査手数料	1,652,942	1,765,022	112,080	その他の収入	228,872	339,556	110,684
				債券発行諸費	13,698	13,398	0	大学ホートレート運営負担金收入	98,463	107,989	9,526	投資活動による収入	5,300,000	7,110,000	1,810,000
				債券利息	55,100	29,716	△25,384	寄附金収益	0	80,128	80,128	財務活動による収入	54,886,302	47,171,019	△7,715,283
				計	136,275,978	127,541,525	△8,734,453	処分用資産貰貸収入	98,676	96,983	△ 1,693	前年度からの繰越金	0	14,549,707	14,549,707

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項								
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0143					
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標			基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度		
常勤職員数			131人	132人	139人	177人	147人		
人事交流機関数			42機関	40機関	50機関	58機関	41機関		
人事交流者数			52人	52人	63人	77人	51人		
研修参加者数 (延べ人数)	実践的研修		245人	229人	366人	589人	263人		
	専門的研修		49人	55人	51人	63人	52人		
							英語研修を含む		
							47人		
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価				
V その他業務運営に関する重要な事項 1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。 ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るために、実践的研修を実	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。 ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るために、実践的研修を実	<主な定量的指標> 常勤職員数 人事交流機関数、人事交流者数 研修参加者数 <その他の指標> 組織体制の構築状況 実践的研修の実施状況 専門的研修事業の活用状況 <評価の視点>	<主要な業務実績> 1. 柔軟な組織体制の構築 事務職員人事について、平成30年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を行い、管理部2人を減員した。 教員人事については、平成30年10月に専任教員（教授）1人を採用した。 2. 人事交流による幅広い人材の確保 他機関との人事交流は、課長以上を除くすべての役職段階の職について32機関（38人）と実施し、組織の活性化と確実に機構の業務を行える事務職員を確保した。 3. 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用 以下のとおり実施した。（（）内は受講者数） ① 実践的研修等（機構実施）	<評定と根拠> 評定：B 人員の適正配置を実施した。 また、人事交流により幅広い人事の確保を図りつつ、業務の継続性にも配慮した。 さらに、研修の実施により事務系職員の能力向上を図った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評定	B		
						<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	<今後の課題> —	<その他事項> —	

	<p>施すとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間延べ200名以上の職員を参加させる。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 4,547百万円 ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。</p>	<p>施すとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の質保証に関する機構職員研修（17人） ・パソコン研修（延べ15人） ・英語研修（17人） ・ハラスメント研修（43人） ・メンタルヘルス研修（119人） <p>② 専門的研修等（外部機関実施） 放送大学の活用、情報システム、会計及び人事等に関する研修等（26件、延べ47人）</p> <p>③ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（2人）</p> <p>④ 海外派遣研修（1人）</p> <p>⑤ 事務系職員の研修等助成（2人）</p> <p>4. 職員数の適正化 業務量の変動に応じた職員数の確保に努めつつ、各課・室の組織目標で業務効率化を掲げ、必要に応じ業務内容等の精査を行っている。 平成30年度期初の常勤職員数 136人 平成30年度期末の常勤職員数 141人 業務の継続性等を勘案し、国立大学法人等職員採用試験合格者から4月に2人、10月に1人を採用した。</p>	
--	---	--	---	--

中期目標の期間を超える債務負担

長期借入金

(単位：百万円)

区分	H28	H29	H30
長期借入金償還金	70,480	68,601	64,790

区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還金	203,872	701,125	904,997

4. その他参考情報

特になし。